

**第8期印西市高齢者福祉計画及び
介護保険事業計画
【案】**

令和3(2021)年3月
印西市

市長あいさつ文挿入予定

目 次

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画策定の趣旨・方針.....	1
第2節 市が目指す地域包括ケアシステム.....	2
第3節 計画の位置づけ、他計画との関係.....	3
第4節 計画の期間.....	4
第5節 計画策定の体制.....	5
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題.....	7
第1節 統計データでみる高齢者の状況.....	7
第2節 アンケート調査結果にみる高齢者の生活状況.....	11
第3節 介護保険事業の状況.....	20
第4節 第7期計画の評価.....	24
第5節 高齢者を取り巻く課題まとめ.....	26
第3章 計画の基本的な考え方.....	28
第1節 基本理念.....	28
第2節 基本目標.....	29
第3節 日常生活圏域の設定.....	30
第4節 施策の体系.....	32
第5節 第8期の重点施策.....	34
第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開.....	35
基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	35
施策の方向1-1 介護予防の充実.....	35
施策の方向1-2 切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築.....	38
施策の方向1-3 認知症施策の推進.....	43
施策の方向1-4 生活支援サービスの充実.....	48
施策の方向1-5 高齢者にふさわしい住まい・環境の充実.....	50
基本目標2 高齢者が健康で生きがいを持って活躍する社会の実現.....	52
施策の方向2-1 健康づくりの推進.....	52
施策の方向2-2 生きがいづくりと社会参加の推進.....	56
施策の方向2-3 高齢者と家族を支える福祉サービスの充実.....	59
施策の方向2-4 安心・安全なまちづくり.....	63
基本目標3 持続可能な介護サービスの確保.....	67
施策の方向3-1 在宅サービスの充実.....	67
施策の方向3-2 地域密着型サービスの充実.....	74

施策の方向3-3	施設サービスの充実	78
施策の方向3-4	居宅介護支援、介護予防支援の充実	80
施策の方向3-5	地域支援事業の充実	81
施策の方向3-6	保健福祉事業の実施	82
施策の方向3-7	給付費と保険料の推計	83
施策の方向3-8	介護保険事業の適正な運営（介護給付適正化計画）	90
施策の方向3-9	人材確保と人材育成への支援	92
計画の推進		93
資料		94
1	印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱	94
2	第8期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿	97
3	計画の策定経過	98
4	用語集	99

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨・方針

平成12（2000）年4月の介護保険制度導入以来、介護保険サービスは広く普及し、市民生活を支える上で欠かせないものとなりました。しかしながら、その中で介護保険サービスに対するニーズが増加・多様化することに伴い、介護給付費と介護保険料も上昇を続け、介護保険制度の維持が大きな課題となっています。

こうした中、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年を目途に、誰もが住み慣れた地域で尊厳のある暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が図られてきました。

サービスの提供においても、公的機関や事業所だけでなく、市民一人ひとりをはじめとする地域全体で高齢者とその家族を支えていくことが重要です。

今回策定する「第8期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）」（以下「本計画」という。）においては、先の第7期計画で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築と充実に向け、より一層具体的な取り組みを進めていくことが求められています。

本市においては、平成30（2018）年3月に「第7期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）」を策定し、「いきいき あんしん 生涯現役のまち 印西」という基本理念と、「地域包括ケアシステムの充実」「高齢者や家族が活躍できるまちづくり」「介護サービスの充実」の3つの基本目標のもと、計画の推進を図ってきました。

本計画の策定にあたっては、これまでの市の取り組みを着実に進めるとともに、国の新たな制度や社会情勢の変化を踏まえ、「地域包括ケア計画」としての性格を意識しながら、令和7（2025）年を目指した地域包括ケアシステムの充実と、全国的には現役世代の急減する令和22（2040）年を見据えて、高齢者と家族を支える仕組みづくりを進めていく必要があります。

また、地域包括ケアの考え方を、高齢者福祉だけでなく、障害者福祉をはじめとする福祉分野全体で共有されるべきものとしてとらえ、支援の仕組みづくりを推進することが重要です。

そこで、分野横断的視点や長期的視点を視野に入れながら、本市の高齢者施策を総合的に推進することを目的に、本計画を策定します。

第2節 市が目指す地域包括ケアシステム

本市では、医療・介護・予防・住まい・生活支援など、各サービスの充実に向けた連携・支援を行うとともに、市民一人ひとりの取り組みや、地域の多様なサービスが有機的に連携し、切れ目のない支援のもと、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる社会の実現を目指してきました。

また、年齢や障がいの有無などによって、支え手、受け手に分かれるのではなく、地域のすべての人が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育む「地域共生社会」の実現に向けた仕組みづくりも進めています。

さらに本市では、「誰一人として取り残さない」ことを基本とする、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて、すべての人の平等かつ公平な社会参画に向けた取り組みを推進しています。

今後も引き続き、こうした地域ぐるみで支え合う様々な取り組みや考え方を踏まえながら、「地域包括ケアシステム」の体制づくりに向けて、連携強化とネットワークの充実を目指します。

■印西市「地域包括ケアシステム」のイメージ



第3節 計画の位置づけ、他計画との関係

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、取り組むべき施策全般を定めます。

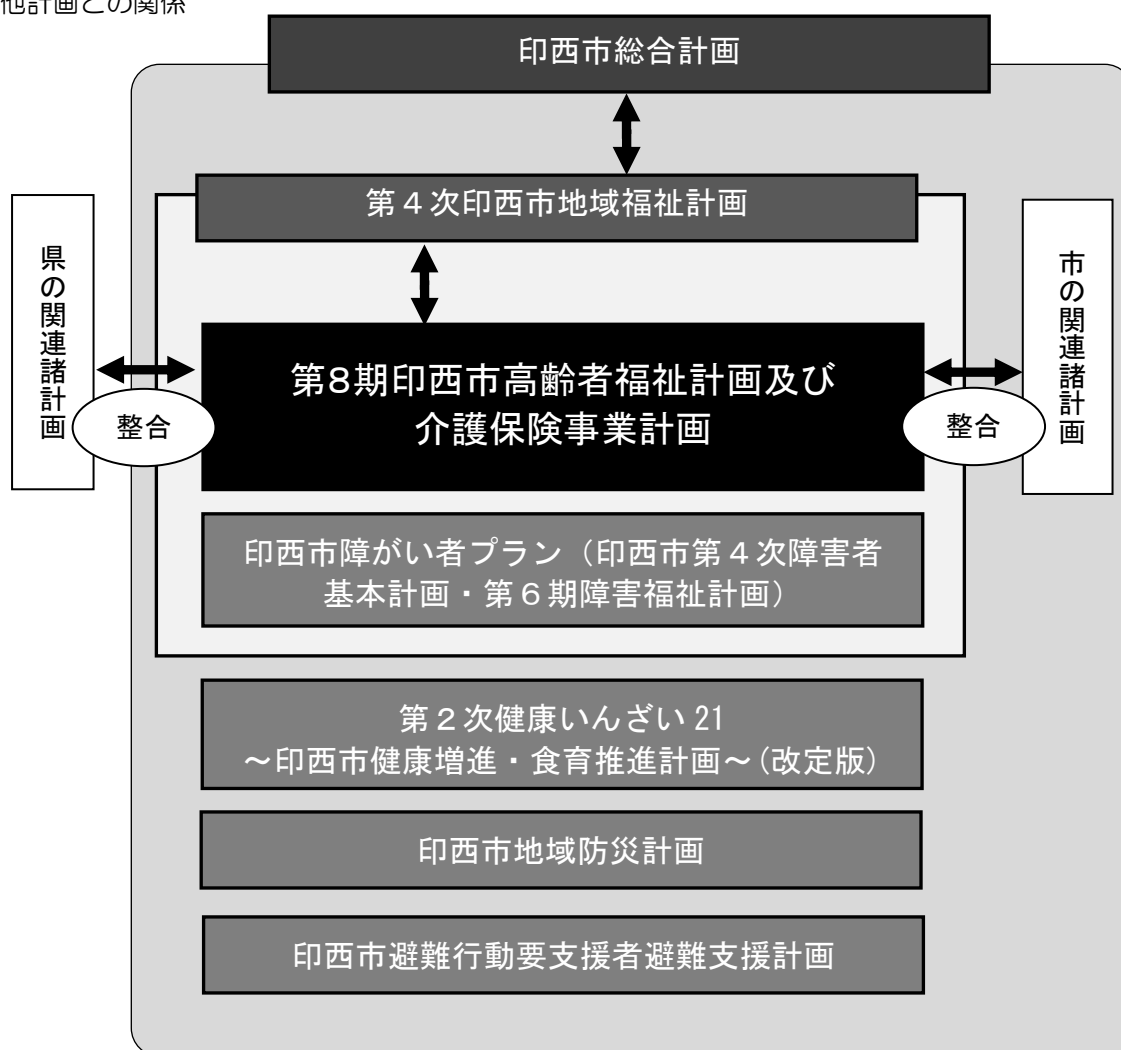
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、要支援・要介護認定者や介護保険サービス量、介護保険事業量等の見込み等を定めます。

本市においては、高齢者福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るため、法令に基づき「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定しています。

また、この計画は、「印西市総合計画」及び「第4次印西市地域福祉計画」を上位計画とし、高齢者福祉施策と介護保険事業を一体的に推進するための計画です。

そして、「印西市障がい者プラン（印西市第4次障害者基本計画・第6期障害福祉計画）」や「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」、「印西市地域防災計画」、「印西市避難行動要支援者避難支援計画」などの市の関連諸計画、県の関連諸計画との整合を図りつつ策定しています。

■他計画との関係



第4節 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

■計画の期間

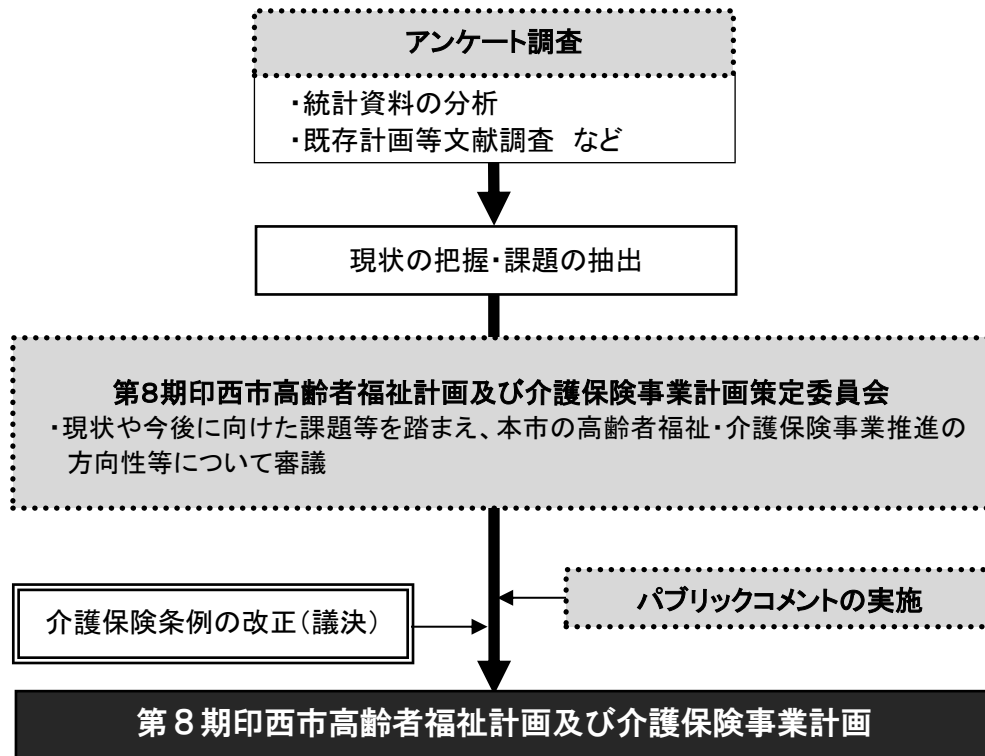
平成 30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026
第7期								
		└─▶ 見直し	第8期計画(本計画)					
					└─▶ 見直し	第9期		
								└─▶ 見直し

第5節 計画策定の体制

本計画は、被保険者や有識者、関係団体、関係機関などで構成された「第8期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」が中心となり、検討を経て策定しています。

また、策定にあたっては、65歳以上の被保険者を対象に実施したアンケート調査や、パブリックコメントの実施等を通じ、ニーズの把握、意見の収集に努めています。

■計画策定の体制



※  は、市民参加による策定プロセス

(白地)

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

第1節 統計データでみる高齢者の状況

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

市の総人口は、平成12(2000)年から令和2(2020)年にかけて、一貫して増加傾向となっています。

3区別の人口の推移をみると、同期間において、0-14歳は平成17(2005)年を底に増加傾向、15-64歳は平成27(2015)年でわずかに減少しますが、令和元(2019)年には再び増加傾向、65歳以上は一貫して大幅な増加傾向が続き、約2.5倍となっています。

第8期計画期間中の令和3(2021)年から令和5(2023)年にかけて、総人口は増加傾向が続くと見込まれます。また同期間、いずれの人口区分も増加が見込まれます。

■人口の推移

(人)	平成12 (2000) 年	平成17 (2005) 年	平成22 (2010) 年	平成27 (2015) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年
総人口	79,780	81,102	87,172	92,670	103,037	105,332
65歳以上	9,530	11,367	14,141	18,943	23,090	24,052
15-64歳	54,410	57,043	60,279	59,599	63,571	64,140
0-14歳	15,636	12,570	12,724	13,825	16,376	17,140
不詳	204	122	28	303	—	—

資料：平成12～27年は国勢調査、令和元年・2年は住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

■人口の推計

(人)	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年	令和7 (2025) 年	令和22 (2040) 年
総人口	107,608	109,920	112,228	112,033	103,737
65歳以上	25,055	25,925	26,724	27,571	30,471
15-64歳	64,738	65,568	66,534	65,416	58,498
0-14歳	17,815	18,427	18,970	19,046	14,768

資料：住民基本台帳人口より推計（各年10月1日現在）

(2) 高齢者人口・高齢化率の推移

高齢者人口をみると、平成12(2000)年から令和2(2020)年にかけて、前期高齢者、後期高齢者ともに増加しており、それぞれ約2.5倍となっています。

高齢化率をみると、同期間に11.9%から22.8%へと10.9ポイント増加しています。

令和3(2021)年から令和4(2022)年にかけて、前期高齢者は増加しますが、その後は減少が見込まれます。一方、後期高齢者は、令和3年以降、令和22(2040)年にかけて、一環して増加が見込まれます。高齢化率については、同期間に23.3%から29.4%へと増加が見込まれます。

■高齢者人口・高齢化率の推移

人(%)	平成12 (2000) 年	平成17 (2005) 年	平成22 (2010) 年	平成27 (2015) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年
総人口	79,780	81,102	87,172	92,670	103,037	105,332
高齢者合計	9,530	11,367	14,141	18,943	23,090	24,052
前期高齢者 (65~74歳)	5,601	6,164	7,548	11,155	13,569	14,231
後期高齢者 (75歳以上)	3,929	5,203	6,593	7,788	9,521	9,821
高齢化率(%)	11.9	14.0	16.2	20.4	22.4	22.8

資料：平成12~27年は国勢調査、令和元年・2年は住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

■高齢者人口・高齢化率の推計

人(%)	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年	令和7 (2025) 年	令和22 (2040) 年
総人口	107,608	109,920	112,228	112,033	103,737
高齢者合計	25,055	25,925	26,724	27,571	30,471
前期高齢者 (65~74歳)	14,924	15,018	14,919	14,367	13,543
後期高齢者 (75歳以上)	10,131	10,907	11,805	13,204	16,928
高齢化率(%)	23.3	23.6	23.8	24.6	29.4

資料：住民基本台帳人口より推計（各年10月1日現在）

(3) 世帯の推移

一般世帯総数は、平成 12 (2000) 年から平成 27 (2015) 年にかけて、23,714 世帯から 32,551 世帯へと約 1.4 倍に増加しています。

高齢者のいる世帯全体で見ると、同期間に 6,412 世帯から 12,073 世帯へと約 1.9 倍へと増加し、一般世帯総数の 37.1%を占めています。

また、特に高齢者単身世帯については、同期間に 642 世帯から 2,008 世帯へと約 3.1 倍に増加しています。

■世帯の推移

(世帯)	平成 12 (2000)年	平成 17 (2005)年	平成 22 (2010)年	平成 27 (2015)年
一般世帯総数	23,714	25,738	29,587	32,551
高齢者のいる世帯	6,412	7,614	9,296	12,073
高齢者夫婦のみ世帯	1,209	1,737	2,537	2,935
高齢者単身世帯	642	980	1,339	2,008

(%)	平成 12 (2000)年	平成 17 (2005)年	平成 22 (2010)年	平成 27 (2015)年
一般世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0
高齢者のいる世帯	27.0	29.6	31.4	37.1
高齢者夫婦のみ世帯	5.1	6.7	8.6	9.0
高齢者単身世帯	2.7	3.8	4.5	6.2

(一般世帯には、病院・施設等に3か月以上入院・入所している方は含みません。)
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

2 高齢者の暮らしの状況

(1) 高齢者の就労状況

平成 27 (2015) 年の高齢者労働力人口をみると、総数 5,265 人で、高齢者全体に占める割合は 27.8%となっています。年齢別にみると、労働力人口の占める割合は年齢が上がるとともに低下しています。

	総数	労働力人口			非労働力人口	労働力状態「不詳」
		合計	就業者	完全失業者		
65～69 歳	6,821	3,122 (45.8%)	3,008	114	3,600	99
70～74 歳	4,334	1,254 (28.9%)	1,231	23	2,991	89
75～79 歳	2,945	533 (18.1%)	525	8	2,340	72
80～84 歳	2,413	249 (10.3%)	247	2	2,109	55
85 歳以上	2,430	107 (4.4%)	104	3	2,271	52
合計	18,943	5,265 (27.8%)	5,115	150	13,311	367

資料：国勢調査（平成 27（2015）年）

(2) シルバー人材センターの状況

シルバー人材センターの活動状況をみると、平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度にかけて、会員数は 400 人台、受託件数は 2,200 から 2,400 件台で推移しています。

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
会員数(人)	434	438	445	447	420
受託件数(件)	2,302	2,455	2,368	2,307	2,270

資料：印西市シルバー人材センター（各年度末現在）

(3) 高齢者クラブの状況

高齢者クラブの活動状況をみると、平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度にかけて、単位クラブ数、会員数共に減少傾向となっています。

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
単位クラブ数(クラブ)	58	57	55	54	53
会員数(人)	2,458	2,391	2,294	2,275	2,222

資料：総合福祉センター（各年 4 月 1 日現在）

第2節 アンケート調査結果にみる高齢者の生活状況

本計画の策定にあたり、高齢者の方の生活実態や要望、課題等を把握する基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

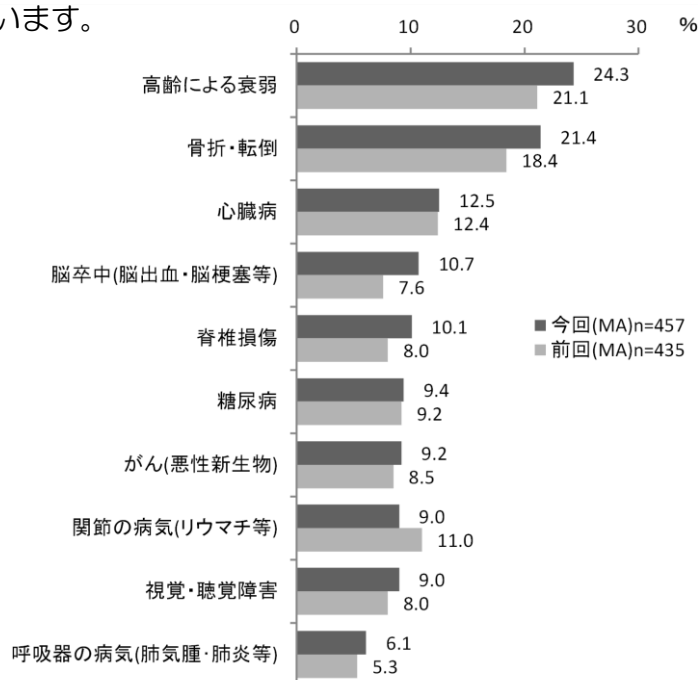
調査名	対象	調査時期	調査対象者数(配布数)	有効回収数	有効回収率
1 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	介護保険の第1号被保険者(65歳以上)のうち、要介護認定を受けていない方(無作為抽出)、要支援1又は2及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方全員	今回調査 令和元(2019)年度	5,911	3,560	60.2%
		前回調査 平成28(2016)年度	4,717	3,139	66.5%
2 在宅介護実態調査	介護保険の要介護認定者(65歳以上【要介護1から5の認定を受け、自宅に住所を有する方】)	今回調査 令和元(2019)年度	1,600	618	38.6%
		前回調査 平成28(2016)年度	1,064	517	48.6%

※グラフ中の「SA」は単数回答、「MA」は複数回答を表します。また、回答結果の割合は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、単数回答であっても合計値が100%にならない場合があります。

1 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果

(1) 介護・介助が必要になった主な原因

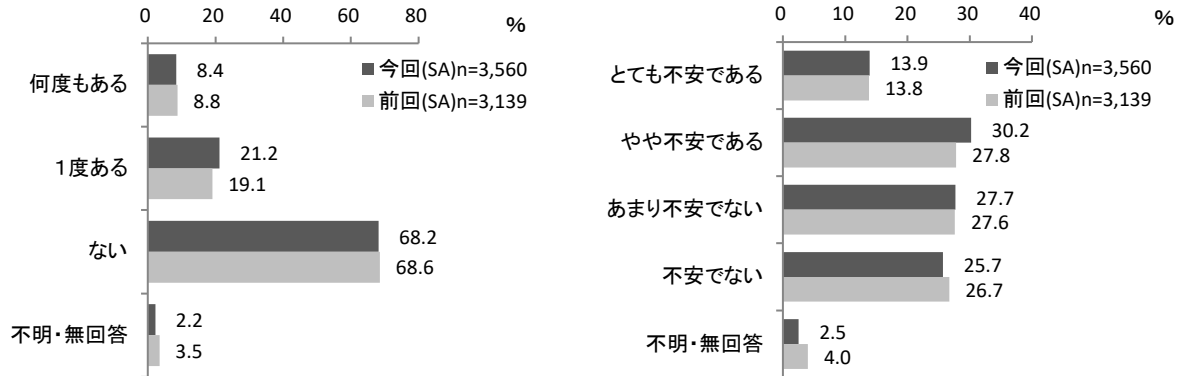
介護・介助が必要になった主な原因についてみると、「高齢による衰弱」「骨折・転倒」「心臓病」「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」「脊椎損傷」が上位に挙がっており、平成28(2016)年度の調査(以下「前回調査」という。)との比較では、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」「脊椎損傷」の順位が上がっています。



(2) 転倒の経験／転倒の不安

過去1年間に転んだ経験があるかについてみると、「何度もある」「1度ある」合わせて3割弱となっています。

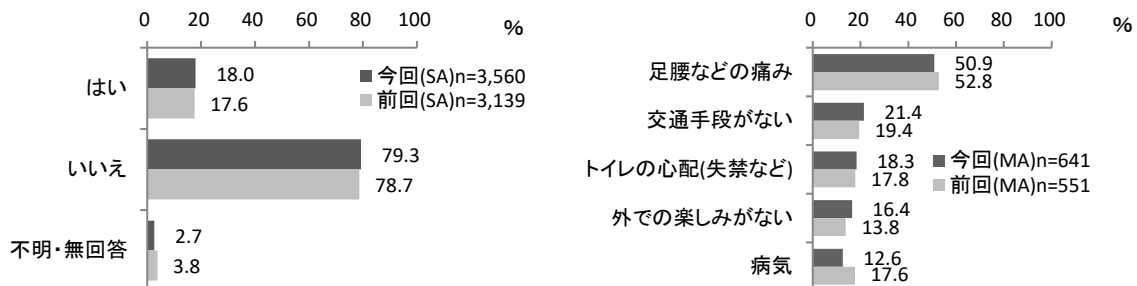
転倒に対する不安についてみると、「とても不安である」「やや不安である」を合わせた『不安である』が4割半ばで、前回調査時よりもわずかに増加しています。



(3) 外出を控えているか／外出を控えている理由【上位5回答】

外出を控えているかについてみると、「はい」が2割弱となっています。

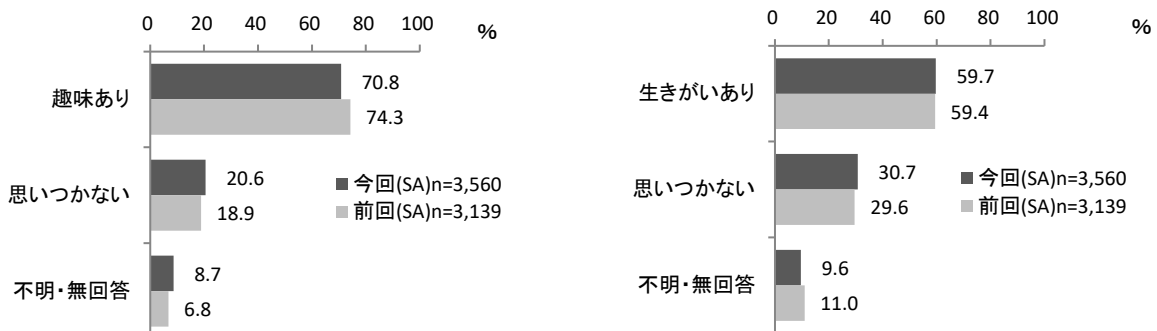
外出を控えている理由についてみると、「足腰などの痛み」「交通手段がない」「トイレの心配（失禁など）」「外での楽しみがない」「病気」が上位に挙がっています。



(4) 趣味はあるか／生きがいはあるか

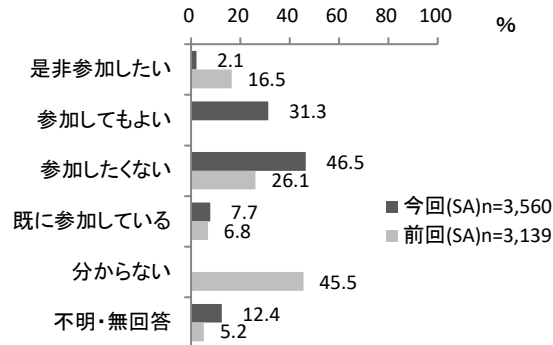
趣味はあるかについてみると、「思いつかない」が2割強となっています。

生きがいはあるかについてみると、「思いつかない」が3割強となっています。



(5) 「いんざい健康ちょきん運動」に参加してみたいと思うか

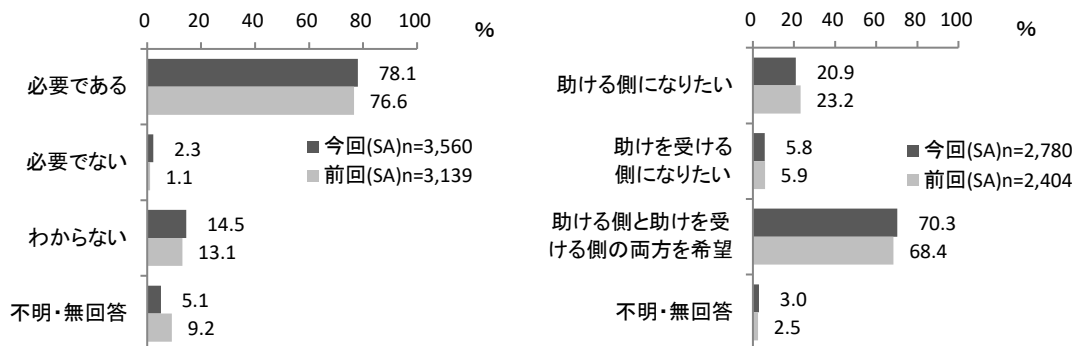
「いんざい健康ちょきん運動」に参加してみたいと思うかについてみると、「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」を合わせた『参加意向あり』が4割強となっています。



(6) 住民同士の「たすけあい」「ささえあい」は必要か／どの立場で関わりたいか

住み慣れた地域での生活維持の為に、住民同士の「たすけあい」「ささえあい」が必要と思うかについてみると、「必要である」が8割弱となっています。

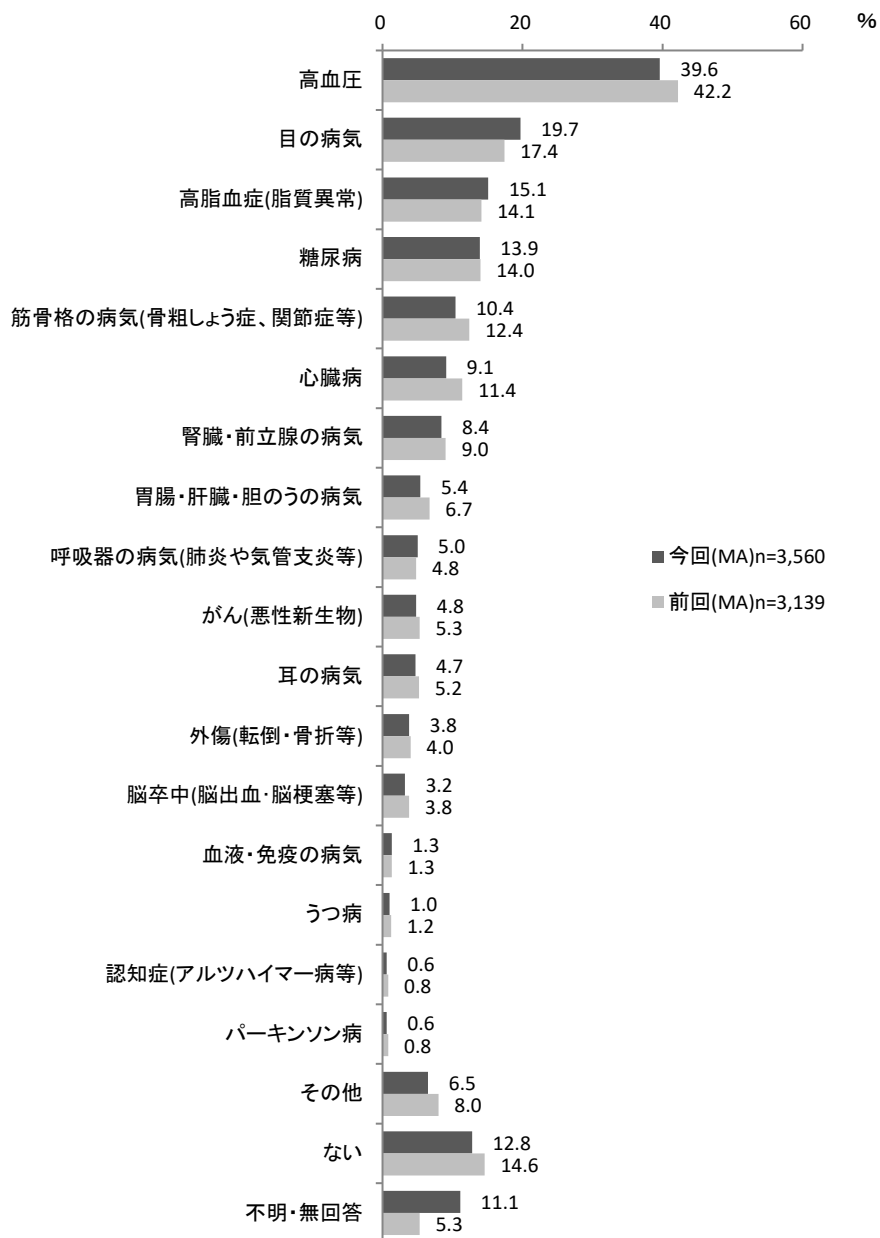
住民同士の「たすけあい」「ささえあい」について、どの立場で関わりたいと思うかについてみると、「助ける側になりたい」、「助ける側と助けを受ける側の両方を希望」を合わせた『助ける側になる意向あり』が9割強となっています。



(7) 現在治療中、または後遺症のある病気

現在治療中、または後遺症のある病気についてみると、「高血圧」「目の病気」「高脂血症（脂質異常）」「糖尿病」「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が上位に挙がっています。

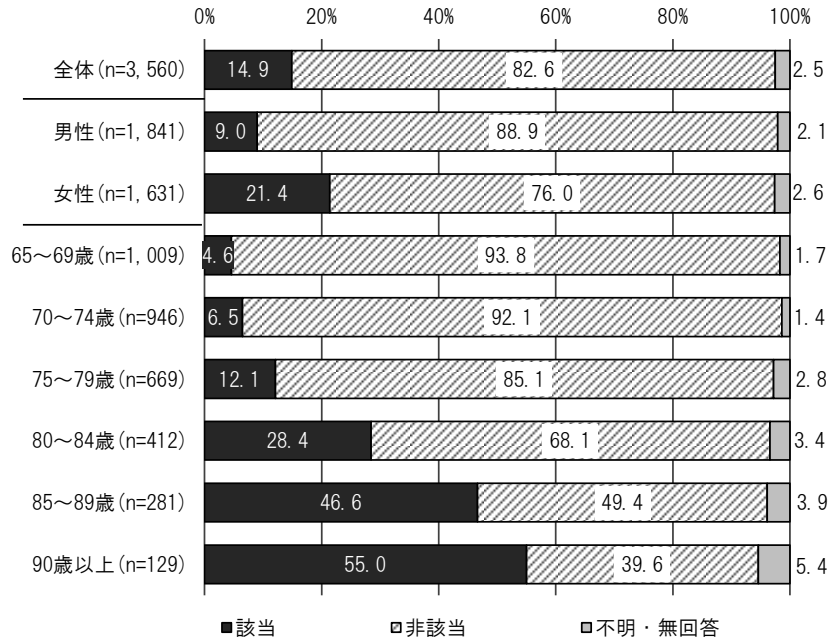
また、「ない」は1割強となっています。



(8) 運動機能リスク者

「階段を手すりや壁をつたわずに昇れない」「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がれない」、「15分位続けて歩けない」、「過去1年間に転んだ経験がある」、「転倒に対する不安は大きい」のうち3つ以上該当する方を「運動機能リスク者」とした場合、全体の14.9%が該当しています。

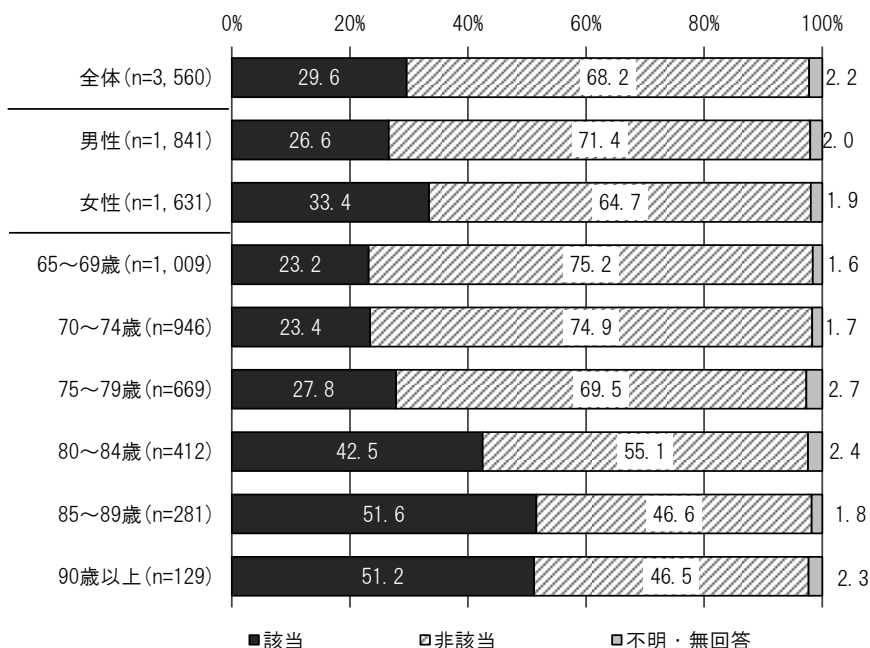
男性に比べて女性で、また年齢が上がるにつれて「該当」の割合が高くなっています。



(9) 転倒リスク者

過去1年間の転んだ経験について、「何度も転倒したことがある」または「1度転倒したことがある」の方を「転倒リスク者」とした場合、全体の29.6%が該当しています。

転倒リスクは、比較的若い年代から高い傾向が見られます。

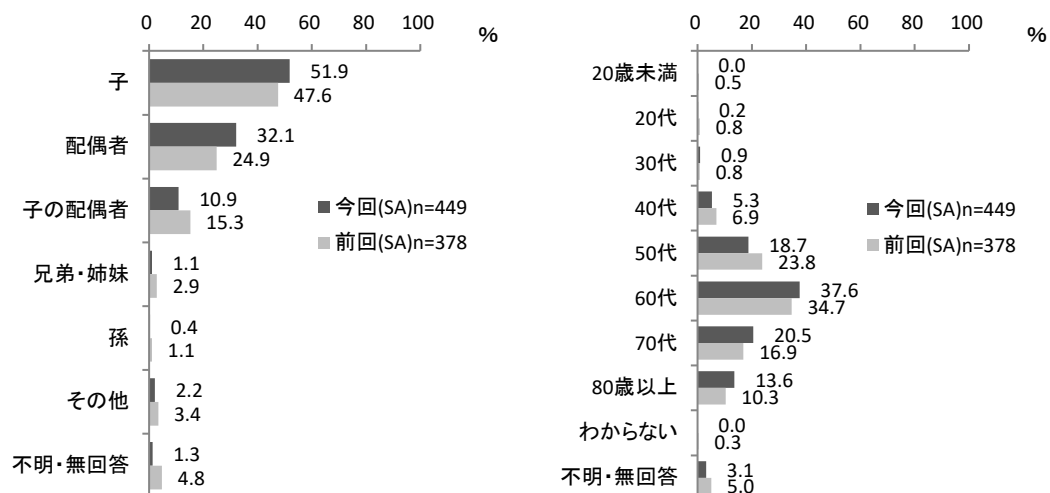


2 在宅介護実態調査結果

(1) 主な介護者と年齢

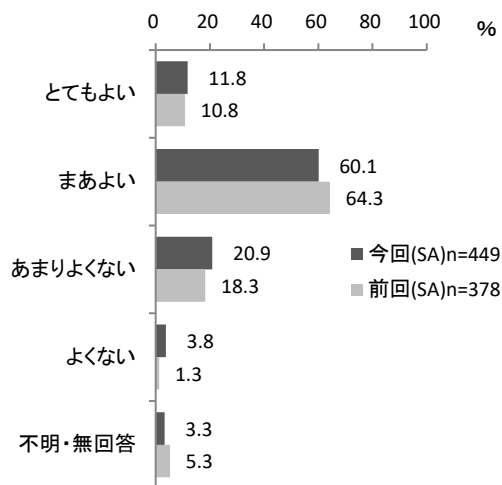
主な介護者についてみると、「子」「配偶者」「子の配偶者」が上位に挙がっています。

主な介護者の年齢についてみると、70代以上が3割強を占めており、前回調査に比べても増加が見られます。



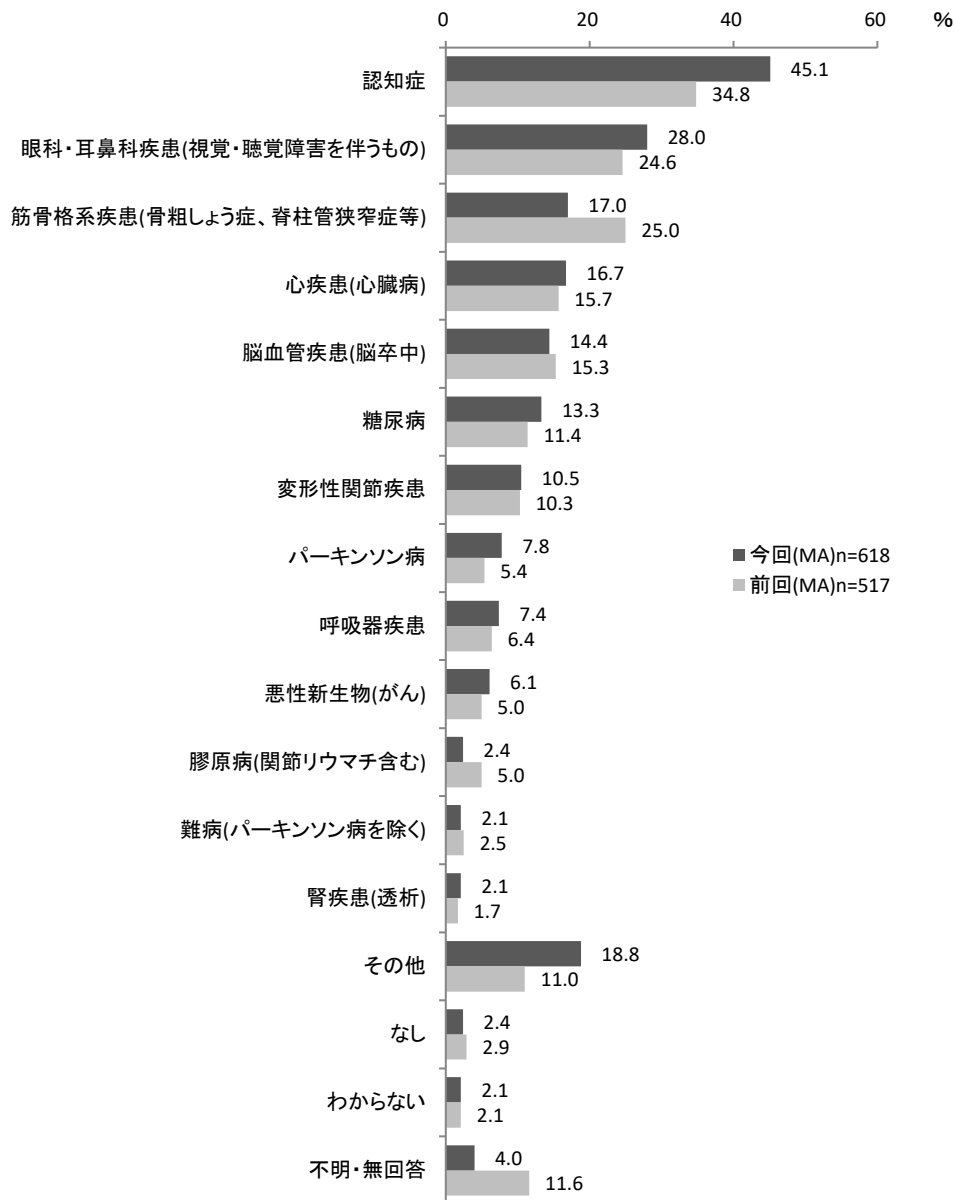
(2) 主な介護者の健康状態

主な介護者の健康状態についてみると、「あまりよくない」「よくない」を合わせた『良好でない』が2割強となっており、前回調査時よりもわずかに増加しています。



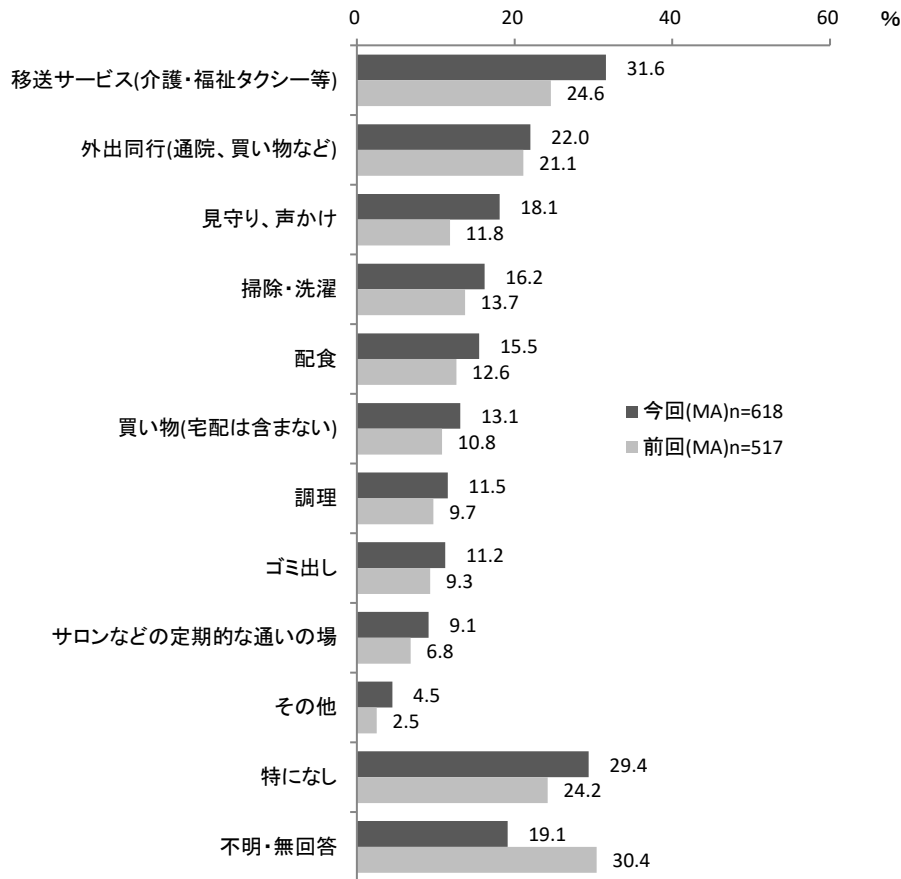
(3) 調査対象者が、現在抱えている傷病

調査対象者が、現在抱えている傷病についてみると、「認知症」「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が上位に挙がっており、前回調査時よりも「認知症」が大きく増加しています。



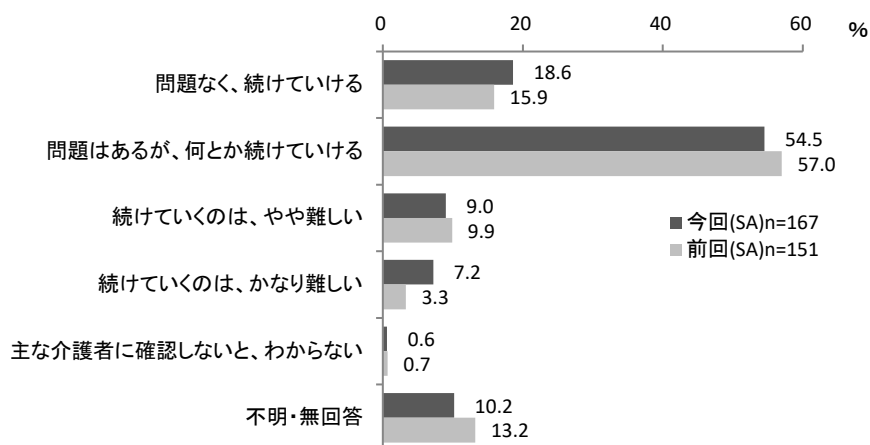
(4) 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについてみると、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「外出同行（通院、買い物など）」「見守り、声かけ」「掃除・洗濯」「配食」が上位に挙がっています。



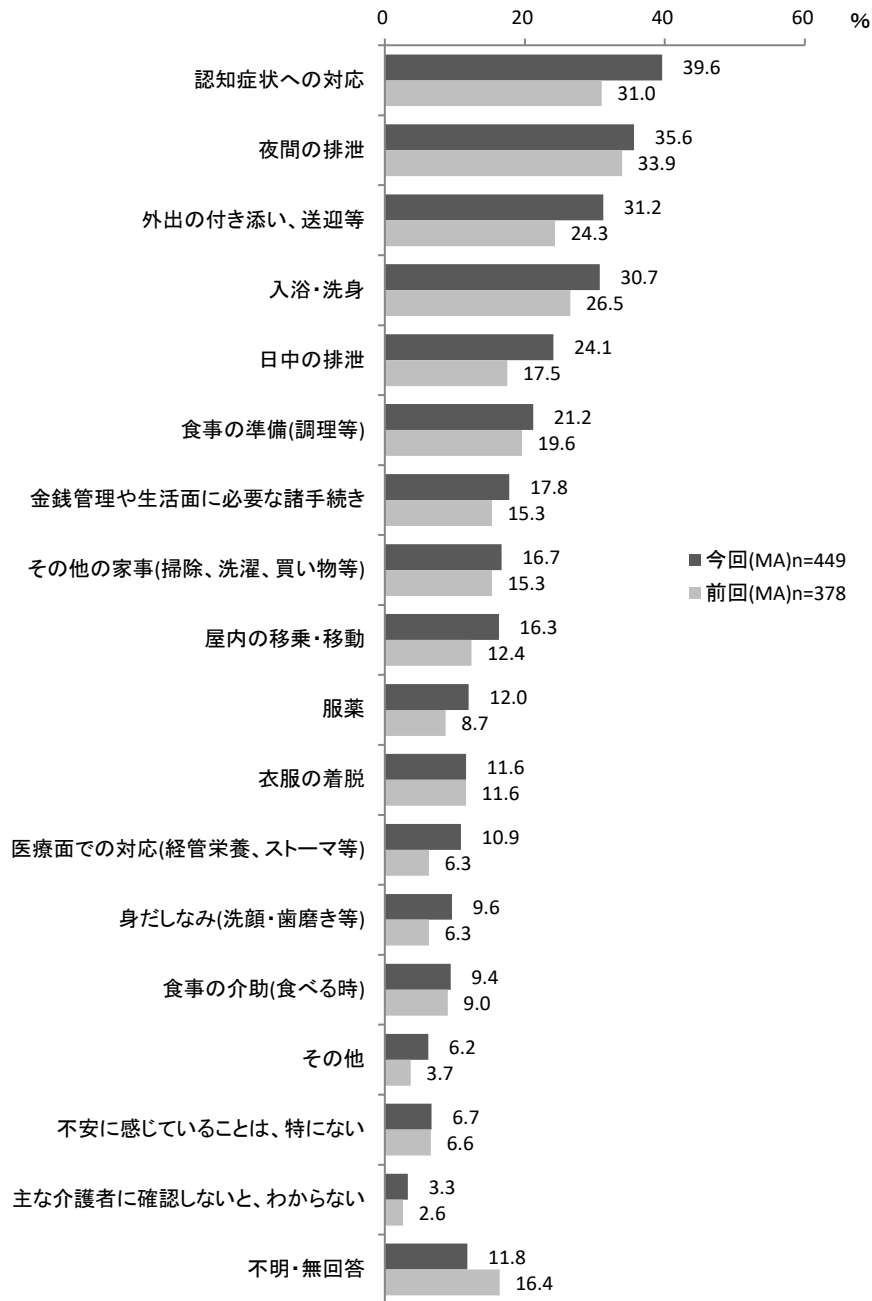
(5) 主な介護者が、今後も働きながら介護を続けていけそうか

主な介護者が、今後も働きながら介護を続けていけそうかについてみると、「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた『継続が困難』が1割半ばとなり、前回調査時よりもわずかに増加しています。



(6) 現在の生活の継続にあたって、主な介護者が不安に感じる介護等

現在の生活の継続にあたって、主な介護者が不安に感じる介護等についてみると、「認知症状への対応」「夜間の排泄」「外出の付き添い、送迎等」「入浴・洗身」が上位に挙がっています。



第3節 介護保険事業の状況

1 要介護認定者の状況

(1) 第1号被保険者と認定者の推移

平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて、第1号被保険者については、19,007人から24,038人へと5,031人増加しています。また認定者については、同期間に2,655人から3,017人へと362人増加しています。認定率をみると、同期間に14.0%から12.6%へと減少しています。

令和3(2021)年から令和5(2023)年にかけて、第1号被保険者については、25,055人から26,724人へと1,669人の増加が見込まれます。また認定者については、同期間に3,269人から3,585人へと316人増加が見込まれます。認定率をみると、同期間に13.0%から13.4%へと、わずかな増加が見込まれます。

また、令和7(2025)年から令和22(2040)年にかけて、第1号被保険者数、認定者数、認定率のいずれも増加が見込まれます。

■第1号被保険者と認定者・認定率の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
第1号被保険者 総数(人)	19,007	20,009	21,093	22,043	23,058	24,038
認定者(人)	2,655	2,710	2,822	2,918	3,006	3,017
認定率(%)	14.0	13.5	13.4	13.2	13.0	12.6

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

■第1号被保険者と認定者・認定率の推計

	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
第1号被保険者総数(人)	25,055	25,925	26,724	27,571	30,471
認定者(人)	3,269	3,426	3,585	3,682	5,429
認定率(%)	13.0	13.2	13.4	13.4	17.8

資料：介護保険事業状況報告の実績を基に推計

(2) 要介護度別認定者の推移 (第1号被保険者)

■要介護度別認定者の推移 (第1号被保険者)

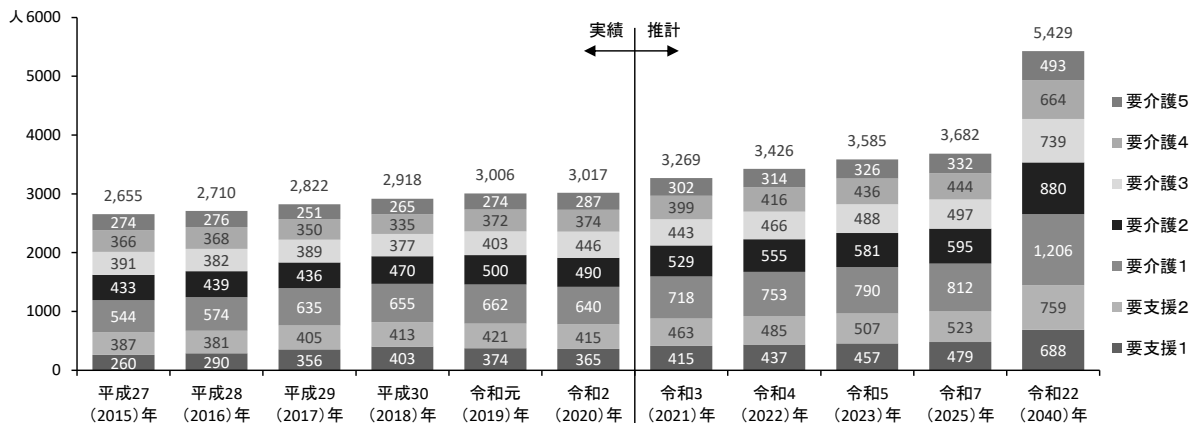
(人)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
要支援1	260	290	356	403	374	365
要支援2	387	381	405	413	421	415
要介護1	544	574	635	655	662	640
要介護2	433	439	436	470	500	490
要介護3	391	382	389	377	403	446
要介護4	366	368	350	335	372	374
要介護5	274	276	251	265	274	287
総計	2,655	2,710	2,822	2,918	3,006	3,017

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

■要介護度別認定者の推移・推計 (第1号被保険者)

(人)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
要支援1	415	437	457	479	688
要支援2	463	485	507	523	759
要介護1	718	753	790	812	1,206
要介護2	529	555	581	595	880
要介護3	443	466	488	497	739
要介護4	399	416	436	444	664
要介護5	302	314	326	332	493
総計	3,269	3,426	3,585	3,682	5,429

資料：介護保険事業状況報告の実績を基に推計



2 サービス別給付費・地域支援事業費の状況

サービス別給付費

	第6期実績値			第7期実績値		令和元年度 計画値	実績値/ 計画値
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		
■居宅サービス	1,525,435,612	1,387,393,462	1,422,188,313	1,496,647,638	1,643,777,715	1,731,902,000	94.9
訪問介護	166,396,155	154,867,904	158,948,815	161,364,871	181,932,004	203,523,000	89.4
訪問入浴介護	37,506,480	29,849,737	21,453,678	15,935,992	19,450,870	35,334,000	55.0
訪問看護	36,529,946	41,625,053	38,557,289	47,950,309	67,353,281	60,120,000	112.0
訪問リハビリテーション	15,713,666	24,619,744	29,865,488	35,861,999	41,419,937	63,085,000	65.7
居宅療養管理指導	30,848,440	29,547,628	33,083,356	40,107,278	46,709,575	35,696,000	130.9
通所介護	593,291,613	465,270,080	459,969,159	493,048,701	539,629,243	486,944,000	110.8
通所リハビリテーション	115,752,176	128,411,584	135,185,694	139,798,304	127,659,720	184,504,000	69.2
短期入所生活介護	226,587,901	202,626,818	223,151,827	226,319,155	252,299,247	246,817,000	102.2
短期入所療養介護(老健)	25,906,022	26,170,614	17,335,235	15,794,215	10,748,661	25,476,000	42.2
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	-
福祉用具貸与	104,793,331	107,351,314	106,831,166	107,313,806	121,224,965	110,227,000	110.0
福祉用具購入	6,082,050	5,233,659	4,549,795	5,366,611	6,362,654	7,505,000	84.8
住宅改修	12,872,638	7,738,134	9,393,519	13,410,513	10,964,402	14,133,000	77.6
特定施設入居者生活介護	153,155,194	164,081,193	183,863,292	194,375,884	218,023,156	258,473,000	84.4
■地域密着型サービス	370,929,097	522,782,243	554,082,614	579,099,339	606,289,076	731,784,000	82.9
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9,654,458	14,006,858	14,057,961	20,736,664	17,221,803	24,993,000	68.9
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	-
認知症対応型通所介護	18,997,155	22,011,673	22,709,941	23,076,120	22,536,979	29,458,000	76.5
小規模多機能型居宅介護	59,080,279	56,701,902	58,377,781	81,778,649	74,880,958	130,822,000	57.2
認知症対応型共同生活介護	280,133,815	277,122,678	294,608,583	301,713,278	305,824,552	309,611,000	98.8
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,063,390	2,996,675	3,061,839	3,407,478	797,305	3,192,000	-
地域密着型通所介護	0	149,942,457	161,266,509	148,387,150	185,027,479	233,708,000	79.2
複合型サービス	0	0	0	0	0	0	-
■施設サービス	1,479,231,575	1,487,564,972	1,553,253,736	1,638,872,986	1,688,015,145	1,773,801,000	95.2
介護老人福祉施設	1,007,350,539	1,035,668,455	1,084,995,517	1,159,912,937	1,192,277,312	1,239,505,000	96.2
介護老人保健施設	442,808,957	435,312,608	449,550,673	460,661,229	484,111,057	467,512,000	103.6
介護療養型医療施設	29,072,079	16,583,909	18,707,546	18,298,820	4,611,207	19,081,000	24.2
介護医療院	0	0	0	0	7,015,569	47,703,000	14.7
■居宅介護支援	164,439,537	165,029,478	167,392,387	177,983,881	195,360,703	195,961,000	99.7
合計	3,540,035,821	3,562,770,155	3,696,917,050	3,892,603,844	4,133,442,639	4,433,448,000	93.2

資料：介護保険事業状況報告（年報）

	第6期実績値			第7期実績値		令和元年度 計画値	実績値/ 計画値
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		
■介護予防サービス	151,838,211	96,227,998	67,350,214	72,299,399	83,399,952	105,348,000	79.2
介護予防訪問介護	21,360,439	7,988,664	0	0	0	0	-
介護予防訪問入浴介護	612,628	277,509	234,737	168,154	0	562,000	0.0
介護予防訪問看護	2,778,546	2,553,068	3,261,685	3,995,694	6,700,216	3,210,000	208.7
介護予防訪問リハビリテーション	1,518,220	2,417,576	4,687,616	5,288,328	6,101,810	11,812,000	51.7
介護予防居宅療養管理指導	3,192,505	2,472,138	3,282,644	3,206,547	3,751,632	3,805,000	98.6
介護予防通所介護	71,972,142	34,393,122	106,651	0	0	0	-
介護予防通所リハビリテーション	15,939,659	15,899,590	21,096,747	24,123,263	29,144,395	33,898,000	86.0
介護予防短期入所生活介護	4,490,812	3,567,459	5,570,838	5,080,496	3,507,627	8,048,000	43.6
介護予防短期入所療養介護(老健)	500,092	229,896	600,925	472,194	59,587	1,176,000	5.1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	7,981,386	8,554,784	10,720,920	12,806,572	15,120,026	11,346,000	133.3
介護予防福祉用具購入	1,370,747	1,114,112	1,118,605	1,377,884	1,543,359	1,640,000	94.1
介護予防住宅改修	7,013,352	6,109,055	6,894,992	5,439,775	6,714,358	14,878,000	45.1
介護予防特定施設入居者生活介護	13,107,683	10,651,025	9,773,854	10,340,492	10,756,942	14,973,000	71.8
■地域密着型介護予防サービス	1,048,300	3,788,967	1,024,854	2,449,034	6,200,761	1,050,000	590.5
介護予防認知症対応型通所介護	7,441	0	0	0	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	925,371	957,279	1,024,854	1,752,502	2,162,409	1,050,000	205.9
介護予防認知症対応型共同生活介護	115,488	2,831,688	0	696,532	4,038,352	0	-
介護予防地域密着型通所介護	0	0	0	0	0	0	-
■介護予防支援	20,526,933	15,584,355	12,886,262	14,416,308	16,915,281	11,837,000	142.9
合計	173,413,444	115,601,320	81,261,330	89,164,741	106,515,994	118,235,000	90.1

	第6期実績値			第7期実績値		令和元年度 計画値	実績値/ 計画値
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		
介護サービス給付費計	3,540,035,821	3,562,770,155	3,892,603,844	3,892,603,844	4,133,442,639	4,433,448,000	93.2
介護予防サービス給付費計	173,413,444	115,601,320	81,261,330	89,164,741	106,515,994	118,235,000	90.1
総給付費	3,713,449,265	3,678,371,475	3,973,865,174	3,981,768,585	4,239,958,633	4,551,683,000	93.2

資料：介護保険事業状況報告（年報）

地域支援事業費

	第6期実績値			第7期実績値		令和元年度 計画値	実績値/ 計画値
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		
介護予防・日常生活支援総合事業費	16,253,077	63,185,664	121,248,570	125,265,485	132,430,214	151,940,000	87.2%
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	69,626,459	76,084,367	133,027,351	108,754,277	117,318,292	193,614,566	77.5%
包括的支援事業(社会保障充実分)	333,138	2,905,899	9,085,988	26,326,798	32,812,206		
地域支援事業費	86,212,674	142,175,930	263,361,909	260,346,560	282,560,712	345,554,566	81.8%

資料：高齢者福祉課

第4節 第7期計画の評価

第7期計画期間中の取り組みについて、施策の方向ごとに、次の通り評価を整理しています。

■基本目標1 地域包括ケアシステムの充実

施策の方向	評価
1-1 介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●いんざい健康ちょきん運動など、活動が活性化している事業もあるが、新規の参加者が少ない、または参加者が減少している事業もみられることから、新規参加者を増やすための取り組みが必要 ●地域包括ケアシステムの構築に向けて、住民の主体的な地域づくりの活動につなげていくことが必要
1-2 医療・介護の連携等 地域ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●すでに実績を上げている仕組みも多くあるが、効率的な運用に向けた整理が必要 ●今後新たな連携・ネットワークづくりに向けて、まずは顔の見える関係づくりを着実に進めていくことが必要
1-3 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●初期集中支援チームの運営など、認知症施策では、チーム体制での取り組みが重要となる。関係者間の理解、連携の一層の強化が必要
1-4 生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援者等の多様な生活支援のニーズを明確に把握できておらず、地域で自立した生活を目指す支援や、自己実現・生きがいのある生活を送るための支援を検討することが必要
1-5 高齢者にふさわしい 住まい・環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の多様な住まい形態についての適切な把握が必要

■基本目標2 高齢者や家族が活躍できるまちづくり

施策の方向	評価
2-1 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて、適宜事業の細分化や、新規事業の立ち上げなどを機動的に実施できた。
2-2 生きがいづくりと 社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスなど、感染症対策を考慮しながら、就労的活動も含め、様々な主体と連携し、また多様な機会を活用して、事業展開していくことが必要
2-3 高齢者と家族を支える 福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅生活、家族介護を支える多様なニーズに対応するサービスを今後も検討・実施していくことが必要
2-4 安心・安全なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報の取り扱いに細心の注意を払いながら、支援を要する方の把握を、タイムリーに実施していくことが必要

■基本目標3 介護サービスの充実

施策の方向	評価
3-1 在宅サービスの充実	<p>●介護サービスの進捗状況については P22-23「2 サービス別給付費の状況」参照</p>
3-2 地域密着型サービスの充実	
3-3 施設サービスの充実	
3-4 居宅介護支援、介護予防支援の充実	
3-5 地域支援事業の充実	●地域包括支援センターの機能強化をはじめ、関係機関との連携強化が必要
3-6 保健福祉事業の実施	●在宅介護の支援に向けた継続が必要
3-7 給付費と保険料の推計	●新規施設の整備等で計画どおりに進まないものもあったが、概ね計画どおりに進捗した。
3-8 介護保険事業の適正な運営(介護給付適正化計画)	●介護給付の適正化に向けて、事業所、ケアマネジャーとの連携強化、市民の制度への理解の向上が必要
3-9 人材の確保と資質の向上	●介護人材の確保に向けて、事業所との情報共有と連携強化、支援の充実が必要

第5節 高齢者を取り巻く課題まとめ

第7期計画では、具体的な施策・事業を、3つの基本目標に沿って整理し推進を図ってきました。ここでは、統計やアンケート調査結果、第7期計画の評価等を基に、次のとおり3つの基本目標の柱に沿って、高齢者福祉推進の課題を整理しています。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、本市でも地域包括ケアシステムの構築を図ってきました。本市は、近年人口が増加傾向にあり、今後もしばらくの間、高齢化率も低い水準で推移すると見込まれます。一方で、在宅生活を継続する中で、介護者の高齢化に伴う介護負担の軽減が大きな課題となっています。また、2040年という長期的な視点でみると、本市でも着実に高齢化は進み、総人口もある時点から減少に向かうことが見込まれます。

アンケート調査では、介護・介助が必要になった主な原因として「高齢による衰弱」「骨折・転倒」「心臓病」「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」「脊椎損傷」が上位に挙がっており、「前回調査」との比較では、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」「脊椎損傷」の順位が上がっています。これらはいずれも寝たきりになるリスクが高く、在宅生活の継続には、医療的ケアをはじめとする支援体制の強化が一層求められています。

一方で、「いんざい健康ちょきん運動」など、介護予防への取り組みへの参加率は高く、今後も本市で力強く推進すべき事業の一つとして挙げられます。

今後も、高齢者の在宅生活を支える様々なサービスや支援を提供していくとともに、当事者や家族介護者の負担を軽減できるよう、市民参加で地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることが課題です。

2. 高齢者や家族が健康で生きがいを持って活躍する社会の実現

人生100年時代を迎える中、高齢者一人ひとりが、いつまでも健康でいきいきと暮らせるよう、健康づくりや生きがいづくりの重要性が一層増しています。

アンケート調査では、「足腰などの痛み」「交通手段がない」「トイレの心配（失禁など）」「外での楽しみがない」「病気」など、様々な不便や不安が、高齢者の外出を控えさせています。また、趣味や生きがいを「思いつかない」人も少なくなく、「前回調査」よりそれぞれわずかずつ割合が高くなっています。

一方で、住民同士の「たすけあい」「ささえあい」について『助ける側になる意向あり』が9割強となるなど、地域活動の潜在的な担い手として、大きな期待を持てる結果となっています。

今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービスでは「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「外出同行（通院、買い物など）」「見守り、声かけ」「掃除・洗濯」「配食」が上位に挙がっており、こうした活動について、市民に参加・関与してもらう仕組みづくりも重要です。

今後も、高齢者一人ひとりの状況に応じた多様な健康づくり、生きがいづくりにつながる活動を積極的に進めることが課題です。また、誰もが地域で気軽に安心して外出できる環境づくりを進め、高齢者とその家族がいつまでも生き生きと活躍できるまちを創っていくことが課題です。

3. 持続可能な介護サービスの充実

介護が必要になった際、誰もが身近な地域で質の高い介護保険サービスを安心して利用できる体制づくりが重要です。

本市でも、多様な介護サービスが利用されており、近年総給付費も上昇傾向にあります。

アンケート調査では、現在の生活の継続にあたって、主な介護者が不安を感じる介護等について「認知症状への対応」「夜間の排泄」「外出の付き添い、送迎等」「入浴・洗身」が上位に挙がっています。こうしたニーズに対して、本市でどのようにサービス提供などを通じて対応できるのか、また、介護保険制度の持続を図る上で、介護度の重度化抑制に効果的な方法を関連機関や事業所等と緊密に連携し、検討を進めていくことが必要です。さらには、介護サービスを今後も維持・充実していく上で、施設やサービス以上に、それらを支える人材の確保が不可欠です。

今後も、必要な介護施設の整備やサービスの充実を進めるとともに、後期高齢者が増加し介護保険サービスの需要が増す2025年以降を見据え、介護サービス事業所に勤務する介護職員等への介護人材スキルアップ研修を実施するなど、保険者としてこれら喫緊の課題に取り組むと共に、リハビリテーションをはじめとした、重度化抑制のためのサービス提供体制についても検討します。

また、新型コロナウイルスの感染拡大など、介護サービスの利用と提供を困難にする状況も続いています。介護サービスが途切れることのないよう、事前の備えと、感染時の対応について、関係者が日ごろから緊密に連携していくことが必要です。

さらには、介護保険制度の維持に向けて、適正な運用を図るとともに、利用者の状況等を考慮しながら、適切な事業量と介護保険料を設定していくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で「いきいき」と「あんしん」して暮らし、「生涯現役」で、自分らしく人生を過ごすことのできるまちの実現を目指し、第7期計画では「いきいき あんしん 生涯現役のまち 印西」を基本理念として掲げ、施策の推進を図ってきました。

本計画においても、これまでの方向性を踏まえ、引き続き下記の基本理念を掲げ、施策を推進します。

いきいき あんしん 生涯現役のまち 印西

第2節 基本目標

先に掲げた基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援など、各サービスの充実に向けた連携・支援を行うとともに、地域の多様な主体が有機的に連携し、切れ目のない支援を実現できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

基本目標2 高齢者が健康で生きがいを持って活躍する社会の実現

高齢化が一層進む中、いつまでも健康で自立した生活を送れるよう、一人ひとりの状況に応じた健康づくりの取り組みの充実を図ります。また、支えられるだけでなく、支え手にもなりながら、積極的に社会参加できる機会づくりに努めます。

そして、介護者の高齢化が進む中、介護者への支援に取り組むとともに、共に見守り支え合いながら、誰もが地域で生きがいをもって活躍できるまちを目指します。

基本目標3 持続可能な介護サービスの確保

介護が必要となっても、誰もが必要な介護サービスを受けながら、安心して身近な地域で暮らし続けられるよう、介護サービスの確保に努めます。また、持続的に介護保険サービスが提供できるよう、事業者、関係機関等と連携し、介護保険事業の適正な運営に努めるとともに、介護人材の確保と技能向上に向けて、一層の支援に努めます。

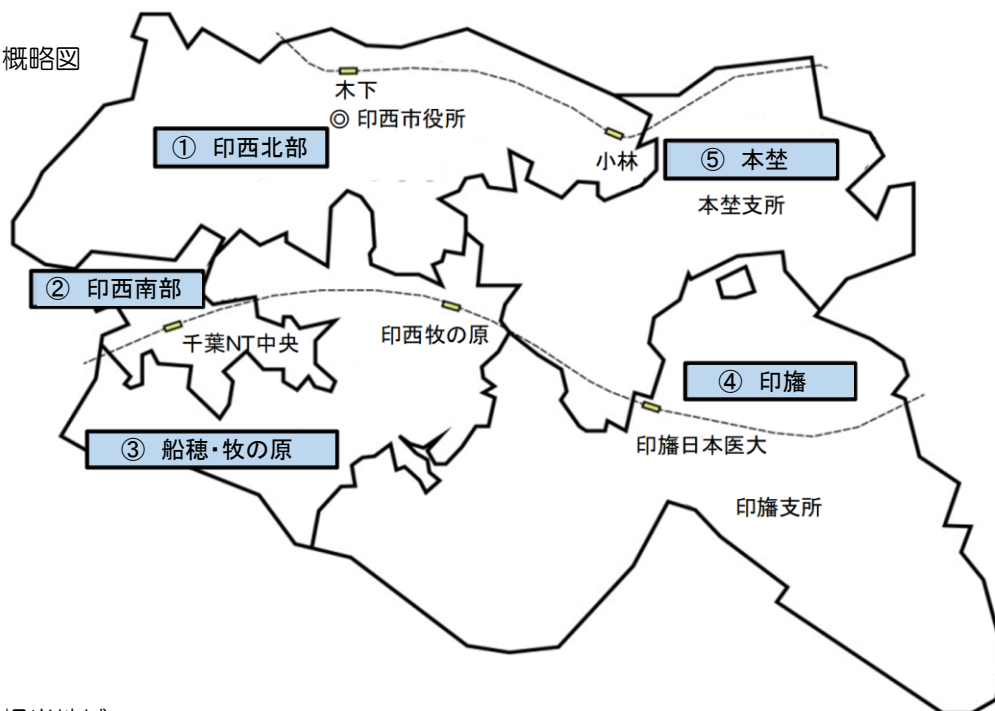
第3節 日常生活圏域の設定

本市では、地域で暮らしている高齢者やそのご家族が、安心して暮らすことができるように、市を5つの日常生活圏域に分け、地域包括支援センターを設置しています。

印西南部圏域においては、近年高齢者人口の伸びが顕著になってきており、今後も増加することが見込まれるため、第8期計画期間においては圏域の再編について検証を行います。

また、船穂・牧の原圏域と本埜圏域においては、民生委員の地区割に合わせ、第8期計画期間において圏域の再編を行う予定です。

■圏域の概略図



■圏域と担当地域

圏域名	担当包括支援センター	担当地区
北部地域	印西北部 地域包括支援センター	木下・木下南・竹袋・別所・宗甫・木下東・平岡・小林・小林北・小林浅間・小林大門下・大森・鹿黒・鹿黒南・亀成・発作・相嶋・浅間前・浦部・浦部村新田・白幡・浦幡新田・高西新田・小倉・和泉・牧の台
南部地域	印西南部 地域包括支援センター	小倉台・大塚・牧の木戸・木刈・武西学園台・戸神台・中央北・中央南・内野・原山・高花
船穂・牧の原地域	船穂・牧の原 地域包括支援センター	草深・東の原・西の原・原・泉・松崎・松崎台・結縁寺・多々羅田・武西・戸神・船尾・泉野・牧の原
印旛地域	印旛 地域包括支援センター	瀬戸・山田・平賀・平賀学園台・吉高・萩原・松虫・岩戸・師戸・鎌苅・大廻・造谷・つくりや台・吉田・美瀬・舞姫・若萩
本埜地域	本埜 地域包括支援センター	中根・荒野・角田・竜腹寺・惣深新田飛地・滝・物木・笠神・行徳・川向・下曾根・中・萩埜・桜野・押付・佐野屋・和泉屋・甚兵衛・立埜原・松木・中田切・下井・長門屋・酒直ト杭・安食ト杭・将監・本埜小林・滝野・みどり台

■圏域の人口

圏域名	単位:人				単位:%
	圏域内人口	65歳以上の 高齢者数	65～74歳	75歳以上	高齢化率
北部地域	20,515	6,695	3,757	2,938	32.6
南部地域	37,650	8,560	5,675	2,885	22.7
船穂・牧の原 地域	25,493	3,094	1,861	1,233	12.1
印旛地域	13,200	3,571	1,870	1,701	27.1
本埜地域	8,474	2,132	1,068	1,064	25.2
合計	105,332	24,052	14,231	9,821	22.8

資料：高齢者福祉課（令和2（2020）年10月1日現在）

■圏域の医療・介護資源

単位：箇所

圏域名	医療		介護				
	医科	歯科	入所・ 入居系 施設	小規模多 機能・グ ループホ ーム	通所系 サービス	訪問系 サービス	居宅介護 支援事業 所
北部地域	6	11	5	6	12	11	11
南部地域	14	10	2	0	5	0	2
船穂・牧の原 地域	15	10	3	2	6	3	5
印旛地域	5	5	1	1	2	1	2
本埜地域	4	2	2	0	3	0	1
合計	44	38	13	9	28	15	21

資料：高齢者福祉課（令和2（2020）年4月1日現在）

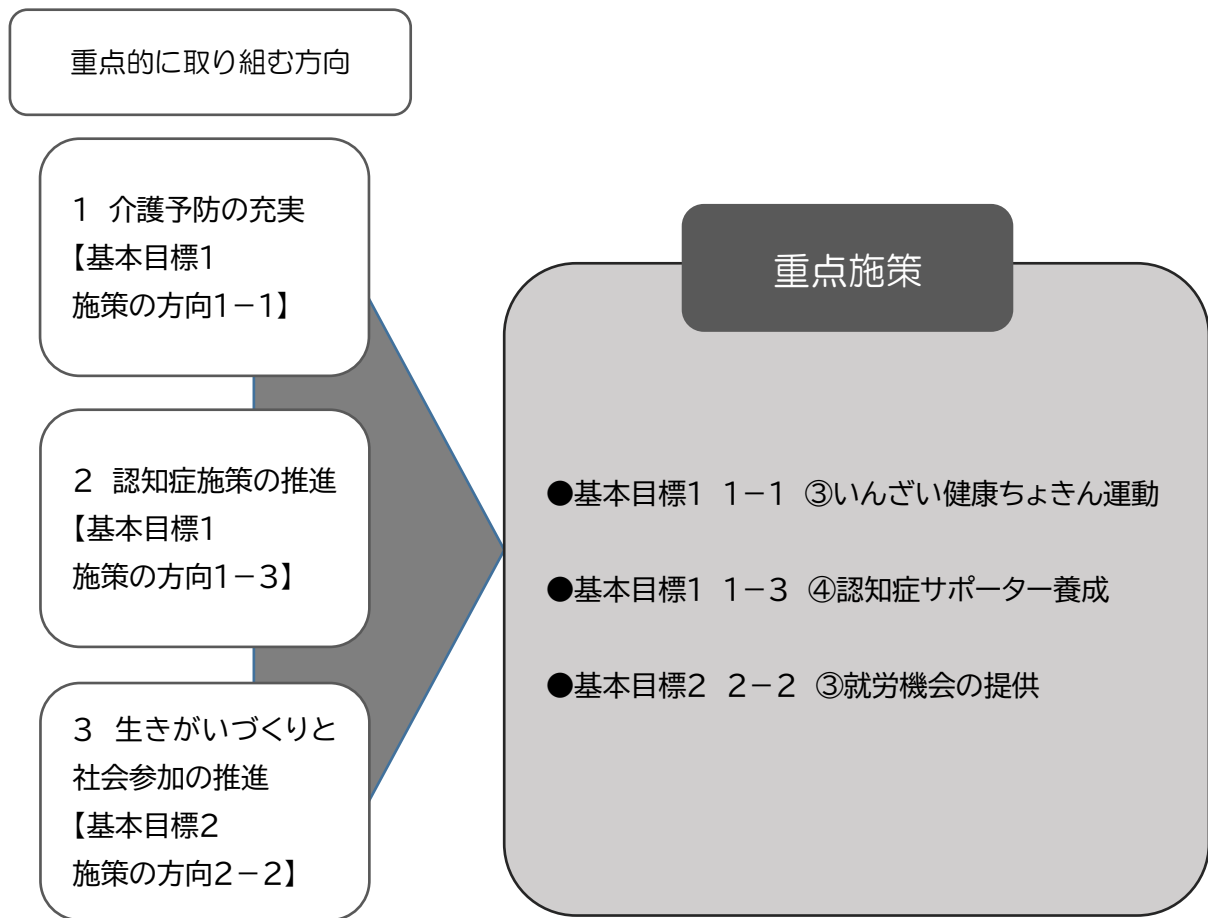
第4節 施策の体系

基本目標	施策の方向	施策・事業名
基本目標1 地域包括ケア システムの深 化・推進	1-1 介護予防の充実	①脳の健康教室
		②動いて！認知症予防
		③いんざい健康ちょきん運動
		④介護支援ボランティア
	1-2 切れ目ない在宅 医療と介護の提供体制 の構築	①医療・社会資源の把握
		②在宅医療・介護連携推進会議
		③切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築
		④在宅医療・介護連携に関する相談支援
		⑤地域住民への普及啓発
		⑥医療・介護関係者の情報共有の支援
		⑦医療・介護関係者の連携推進
		⑧地域ケア会議の推進
	1-3 認知症施策の 推進	①認知症ケアパスの作成
		②認知症カフェ
		③人材育成
		④認知症サポーター養成
		⑤初期集中支援チームの設置
		⑥早期発見事業
		⑦認知症周知啓発事業
		⑧成年後見制度の利用促進
1-4 生活支援サー ビスの充実	①介護予防・日常生活支援総合事業の展開	
	②生活支援サービスの体制整備・充実	
1-5 高齢者にふさわ しい住まい・環境の充実	①高齢者向け住宅整備状況の周知	
	②バリアフリー化の推進	
基本目標2 高齢者が健康 で生きがいを 持って活躍す る社会の実現	2-1 健康づくりの 推進	①健康教育、健康づくりの普及・啓発
		②健康相談・訪問指導
		③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
		④糖尿病性腎症重症化予防事業
		⑤特定健康診査・後期高齢者健康診査・特定保健指導
		⑥がん検診
		⑦骨粗しょう症検診
		⑧口腔疾患健診
	2-2 生きがいづくり と社会参加の推進	①学習機会の提供
		②生涯スポーツの充実
		③就労機会の提供
		④高齢者クラブの支援
	2-3 高齢者と家族を 支える福祉サービスの 充実	①緊急通報装置設置等サービス
		②紙おむつ給付サービス
		③配食サービス
		④福祉カー貸付
		⑤外出支援サービス
		⑥福祉タクシー
		⑦低所得利用者負担軽減対策事業
	2-4 安心・安全なまち づくり	(1) 福祉のまちづくりの推進
(2) 災害時等における支援体制の充実		
①避難行動要支援者避難支援 ②救急医療情報キット配布事業		

基本目標	施策の方向	施策・事業名
基本目標2 高齢者が健康で生きがいを持って活躍する社会の実現	2-4 安心・安全なまちづくり	③緊急情報等の提供に関する高齢者等地域見守り支援
		④民生委員による見守り活動
		⑤SOSネットワーク
		⑥高齢者虐待防止ネットワークと高齢者虐待への対応
		(3) 災害・感染症(予防)対策の推進
		(4) ボランティア活動の推進
基本目標3 持続可能な介護サービスの確保	3-1 在宅サービスの充実	(1) 訪問介護
		(2) 訪問入浴介護
		(3) 訪問看護
		(4) 訪問リハビリテーション
		(5) 居宅療養管理指導
		(6) 通所介護
		(7) 通所リハビリテーション
		(8) 短期入所生活介護(特養等)
		(9) 短期入所療養介護(老健)
		(10) 短期入所療養介護(病院等)
		(11) 福祉用具貸与
		(12) 特定福祉用具購入
		(13) 住宅改修
		(14) 特定施設入居者生活介護
	3-2 地域密着型サービスの充実	(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		(2) 夜間対応型訪問介護
		(3) 認知症対応型通所介護
		(4) 小規模多機能型居宅介護
		(5) 認知症対応型共同生活介護
		(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護
		(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
		(8) 看護小規模多機能型居宅介護
		(9) 地域密着型通所介護
	3-3 施設サービスの充実	(1) 介護老人福祉施設
		(2) 介護老人保健施設
		(3) 介護療養型医療施設
		(4) 介護医療院
	3-4 居宅介護支援、介護予防支援の充実	(1) 居宅介護支援、介護予防支援
	3-5 地域支援事業の充実	
	3-6 保健福祉事業の実施	
	3-7 給付費と保険料の推計	(1) 給付費の推計
		(2) 保険料の推計
		(3) 第1号被保険者の保険料
3-8 介護保険事業の適正な運営(介護給付適正化計画)	(1) 認定調査状況の点検	
	(2) ケアプランの点検	
	(3) 住宅改修・福祉用具の点検	
	(4) 医療情報との突合・縦覧点検	
	(5) 介護給付費の通知	
3-9 人材確保と人材育成への支援	(1) 助成事業の充実	
	(2) 就業につなげる場の提供	
	(3) 外国人介護人材の定着支援	

第5節 第8期の重点施策

団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年に向け、高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を続けられるよう、住民が主体性を持って支え合うことのできる地域づくりが重要です。そこで、2025年に向けて、重点的に取り組む方向を「介護予防の充実」「認知症施策の推進」「生きがいづくりと社会参加の推進」とし、それらを具体的に推進するために、「いんざい健康ちょきん運動」「認知症サポーター養成」「就労機会の提供」の3つを、本計画の重点施策と定めます。



第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

基本目標 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

施策の方向 1-1 介護予防の充実

高齢者の介護予防の実態を把握し、必要な事業を展開していきます。また、地域で行える介護予防運動を通じて、仲間づくり・地域づくりを行い、地域包括ケアシステムの構築を目指していきます。

施策・事業名	①脳健康教室			担当課	高齢者福祉課	
概要	読み書きや簡単な計算等の学習を通して、脳の活性化を図ります。また、学習に通うことで他者との交流や生活リズムの保持を行うことで認知症を予防し、参加終了後も、地域で自主的に認知症予防のための活動が行えるように支援します。					
現状・課題	超高齢社会を迎え、住民の認知症予防への関心は高い状況ですが、学習者募集では十分な人数が集まっていない・新規の参加者が少なく、リピーターが多くなっている等の課題があります。また、事業終了後の地域活動への発展にはつながっていないため、地域づくりに展開できる仕組みの検討が必要となっています。					
今後の方向性	高齢者の実情を把握するために行う介護予防把握事業の結果を基に実施方法について再検討し、認知症予防について、より多くの住民が積極的に取り組める内容としていきます。					
指標	実績			計画		
参加実人数（人）	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
※各年度末時点	15	11	5*	20	20	20

*新型コロナウイルスの影響で、令和2年度は1回の実施

施策・事業名	②動いて！認知症予防			担当課	高齢者福祉課	
概要	運動を行いながら認知症の予防を図る教室です。介護予防教室において、「栄養」「口腔」等の講座を取り入れ、介護予防に重要なプログラムを総合的に実施します。また、自発的に介護予防・健康づくりに取り組む環境を提供することで、住民が主体的に活動し、仲間づくり・地域づくりができる仕組みを構築します。					
現状・課題	参加者数が減少していますが、事業終了後には地域活動への参加につながっている現状があります。事業のあり方等、今後の展開方法について検討する必要があります。					
今後の方向性	介護予防把握事業を基にどのような介護予防事業を展開していくべきかを他の介護予防事業と共に検討し、事業の再構築を行います。					
指標	実績			計画		
参加実人数（人）	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
※各年度末時点	33	23	12*	35	35	35

*新型コロナウイルスの影響で、令和2年度は1回のみの実施

施策・事業名	③いんざい健康ちょきん運動			担当課	高齢者福祉課	
概要	住み慣れた地域で顔なじみの人たちとの生活を維持することを目的に、地域住民が歩いて参加できる場所で主体的に筋力運動を行いながら、健康づくりや地域づくりを行います。					
現状・課題	活動グループ数は増加しているものの、地域によってグループ数に差があります。また、健康づくりに関心が高い一方で、地域包括ケアシステム構築に向けて、住民が主体的に地域づくりを行う状況には至っていません。					
今後の方向性	活動グループのない地域に関係組織と連携して立ち上げを働きかけるとともに、ちょきん運動参加者が主体的に活動し、健康づくりに留まらず、仲間づくり・地域づくりを行いながら自助・互助への取り組みに展開できる仕組みを構築します。					
指標	実績			計画		
参加実人数（人）	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
※各年度末時点	1,459	1,468	実施中	1,600	1,700	1,800

施策・事業名	④介護支援ボランティア			担当課	高齢者福祉課	
概要	高齢者の介護予防のため、市内に居住する65歳以上の方を対象とし、介護保険施設等でのボランティア活動に対してポイントを付与し、そのポイント数に応じて交付金を交付する制度です。					
現状・課題	登録者数・受入施設数ともに増加傾向にありますが、地域包括ケアシステムの構築に向けて、さらなる事業の周知・啓発が必要となっています。					
今後の方向性	介護予防に留まらず、地域包括ケアシステムの構築の核となる地域づくりや互助・共助の一助となる事業であるため、事業の周知・普及に努めます。 今後、ボランティアでの地域の支え合い活動も対象に含めるか等、事業内容を検討します。					
指標	実績			計画		
ボランティア登録者数(人) ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	68	85	実施中	100	110	120

施策の方向 1 – 2 切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築

本人、家族が我が事として療養生活に対する意思決定ができるよう、市民への周知啓発に努め、ワーキンググループとの作業を通して課題の抽出や必要な支援を検討し、体制づくりに取り組みます。

また、地域課題の検討を行う地域ケア会議においては、圏域の個別ケースの課題から、市として解決すべき課題を抽出し、その解決を図るとともに資源開発やネットワークの構築を進めます。

施策・事業名	①医療・社会資源の把握			担当課	高齢者福祉課	
概要	住民の医療・介護へのアクセスを容易にし、医療・介護関係者の連携を促進するため、地域の医療・社会資源の把握をし、市民や関係者に情報提供します。					
現状・課題	医療機関等に対して、2年毎にアンケート調査を行い、「介護と医療サポートガイド」の情報更新をしていますが、内容について検証の必要があります。					
今後の方向性	更新にあたり、情報の内容と発信の方法について検討し、より有効な活用を図ります。					
指標	実績			計画		
介護と医療サポートガイド等	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	配布	更新	配布	更新	配布	更新

施策・事業名	②在宅医療・介護連携推進会議			担当課	高齢者福祉課	
概要	地域の医療・介護関係者などが参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状把握と課題の抽出、対応策などの検討を行っています。					
現状・課題	医療・介護の連携における地域の現状や課題の把握に努め、対応策を話し合っています。課題に対する具体的な対応策を検討し連携会議に提案するために、ワーキンググループの立ち上げを行いました。今後は課題ごとのワーキングを機能させていく必要があります。					
今後の方向性	圏域の地域包括支援センターと連携しながら地域課題の把握に努めるとともに、ワーキンググループから提出された課題への対応策等について話し合い、事業を推進します。また、認知症の方の診断や介護サービス等の導入を支援する認知症初期集中支援チーム検討委員会と一体的に開催し、取組強化を図ります。					
指標	実績			計画		
在宅医療・介護連携推進会議開催（回） ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	3	3	2*	3	3	3

*新型コロナウイルスの影響で、令和2年度は日程をずらして2回開催とした。

施策・事業名	③切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築			担当課	高齢者福祉課	
概要	地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進します。					
現状・課題	サービス事業者間の横のつながりはできつつありますが、今後は多職種間でネットワークを構築する必要があります。在宅医療や訪問看護等の資源が少ないことから、市民が希望する在宅医療を十分に提供するためにも、関係者間で連携を図る必要があります。					
今後の方向性	訪問診療医や訪問看護師を支援する体制を整え、介護関係者との連携を図り、在宅療養者を支えるための仕組みづくりを行います。 また、医療従事者等に意見を聞く機会を設け、市の在宅医療の仕組みづくりについて検証します。					
指標	実績			計画		
提供体制の構築	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	検討	実施	評価・改善	実施	評価・改善	実施

施策・事業名	④在宅医療・介護連携に関する相談支援			担当課	高齢者福祉課	
概要	在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置により、連携の取り組みを支援します。					
現状・課題	第7期計画において、相談窓口は委託化を検討していましたが、在宅医療・介護連携推進会議の審議を経て、当市や近隣市町の現状を踏まえ、委託は見送りとしました。当面は、市に設置した状態を継続し、関係機関が互いに連携を図りやすい関係性の構築に努めます。					
今後の方向性	相談窓口を高齢者福祉課に設置し、関係者からの相談に対応し支援していきます。					
指標	実績			計画		
相談窓口の設置	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

施策・事業名	⑤地域住民への普及啓発			担当課	高齢者福祉課	
概要	地域住民（本人や家族）が在宅での医療や介護について理解し、自分自身で選択することができるように、講演会等の開催や情報提供媒体の作成による情報提供等を行い、普及啓発活動に取り組んでいます。					
現状・課題	介護と医療サポートガイドの見直しを行い、情報の更新や提供を行っています。市民健康講演会を開催し、在宅医療・介護についての周知理解に努めていますが、まだ十分に周知されていない状況です。					
今後の方向性	市全域または圏域単位において、講演会、シンポジウム、講座等を開催し、状況により、リモートによる配信や配布物を用いて、周知に努めます。					
指標	実績			計画		
講演会等の開催 ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	1	1	0*	2	2	2

*新型コロナウイルスの影響で、令和2年度は実施せず。

施策・事業名	⑥医療・介護関係者の情報共有の支援			担当課	高齢者福祉課	
概要	<p>情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援します。</p> <p>在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用できるようなツールを検討します。</p>					
現状・課題	<p>事業所を対象にしたアンケート調査では、ケアマネジャーの8割が千葉県地域生活連携シートを活用していることが把握できました。また、病院連絡会研修会においては、千葉県地域生活連携シートの活用について、意見交換を行いました。入退院時の連携においては千葉県のシートが普及しているため、活用にあたっての問題点や情報交換を継続します。今後は、在宅での医療連携や看取り、急変時の情報共有について検討する必要があります。</p>					
今後の方向性	在宅での医療連携や看取り、急変時の情報共有について検討します。					
指標	実績			計画		
情報共有ツール等	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	シートの活用調査	シートについての意見交換	シートの共有	ツールの作成	ツールの共有	ツールの見直し

施策・事業名	⑦医療・介護関係者の連携推進			担当課	高齢者福祉課	
概要	<p>介護関係職員に対して医療知識取得のため、または医療と介護相互の理解促進のために連絡会や研修会を企画し、在宅医療・介護連携の円滑化を図ります。</p>					
現状・課題	<p>病院連絡会、事業所連絡会、多職種連携研修企画ワーキング等で、医療と介護の相互理解を図ります。参加者から、まずは顔が見える関係を作ることが重要との声がありましたが、知識の向上を図るためには定期的に関係性情報交換する場が必要であり、今後の課題です。</p>					
今後の方向性	<p>各専門職が連携を図りやすくするために、お互いの専門分野を理解することが必要であり、今後も事例検討会や研修会をとおして知識を深めたり関係性の構築に努めます。多職種間の連携により、在宅における医療・介護サービスの提供体制を構築します。状況により、リモート開催等で連携支援に努めます。</p>					
指標	実績			計画		
連絡会・研修会の開催 ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	7	12	4*	5	6	7

*新型コロナウイルスの影響で、令和2年度は事業所連絡会を縮小して開催し、研修会は中止した。

施策・事業名	⑧地域ケア会議の推進			担当課	高齢者福祉課	
概要	多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のために実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、そこで蓄積された最適な手法や把握した社会資源・地域課題を関係者と共有・検討するために、市レベルの地域ケア会議を開催します。					
現状・課題	圏域ごとに地域ケア会議を開催していますが、課題抽出には至っていない状況です。 地域包括支援センターと地域ケア会議の活用の仕方などを協議し、市レベルの地域ケア会議につなげる必要があります。また今後は、介護予防事業と関連した、自立支援型地域ケア会議への取り組みも必要です。					
今後の方向性	地域包括支援センターと連携し、個別の課題から市全体の課題の解決を図りながら、地域のネットワークを構築します。					
指標	実績			計画		
市レベルの地域 ケア会議の開催 ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	1	0	1	1	1	1

施策の方向 1 – 3 認知症施策の推進

認知症の人にとって真に必要な内容となるよう、当事者やその家族の意見を反映した事業を展開し、多くの人に認知症に関する正しい知識と対応方法を周知し、認知症の人をみんなで支え、見守ることができる地域とするための基盤をつくります。

施策・事業名	①認知症ケアパスの作成			担当課	高齢者福祉課	
概要	認知症の人が、できる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また認知症の人やその家族が安心できるよう、標準的なケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を随時見直し改訂及び普及することで、認知症の人やその家族に医療・介護サービスが切れ目なく提供されるようにします。					
現状・課題	令和元年度に改訂を行い、より見やすく一般の人にもわかりやすい内容としましたが、ケアパスの存在を知らない人も多くいます。多くの人々が認知症を理解し、必要なケアをスムーズに受けることで、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、ケアパスの活用について周知を図る必要があります。					
今後の方向性	認知症の人を支えるために十分活用できる内容となるように、内容の見直しを継続するとともに、ケアパスの周知に積極的に取り組み、活用方法について認知症地域支援推進員及び千葉県認知症コーディネーター等と検討を続けていきます。					
指標	実績			計画		
認知症ケアパス	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	配布	配布・ 見直し	配布	配布・ 見直し	配布	配布・ 見直し

施策・事業名	②認知症カフェ			担当課	高齢者福祉課	
概要	地域での日常生活強化・家族支援に向けて、認知症の人・家族・専門職・地域住民など誰もが参加でき、和やかに集う「認知症カフェ」を圏域にて開催します。					
現状・課題	認知症に対する理解を深めてもらうため、当事者やその家族と地域の方の交流を図ることが必要と考えますが、当事者やその家族の参加数が増えない現状があります。					
今後の方向性	地域包括支援センター等と連携をとりながら、当事者とその家族の参加を増やしていきます。地域の人との交流を増やすことで認知症に対する理解を広め、認知症になってもできるだけ住み慣れたところで生活できる地域づくりにつなげていきます。状況により、交流手段について柔軟に対応していきます。					
指標	実績			計画		
参加人数（人） ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	354	407	0*	410	420	430

*新型コロナウイルスの影響で、令和2年度は実施せず。

施策・事業名	③人材育成			担当課	高齢者福祉課	
概要	地域での日常生活強化・家族支援に向けて、認知症になっても地域で生活を継続していくために、医療・介護及び生活支援ネットワークを構築し、必要な人材を育成しています。					
現状・課題	すべての地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置するなど人材は増えていますが、医療・介護及び生活支援ネットワークの構築や、認知症施策にかかわるリーダーとして活動できる人材の育成が必要になっています。					
今後の方向性	認知症地域支援推進員・千葉県認知症コーディネーター・認知症キャラバンメイト・認知症サポート医・認知症介護実践指導者等の連携を深め、市としての認知症施策について共に検討し、実践できる体制を整えていきます。					
指標	実績			計画		
認知症地域支援 推進員ほか増員 (人) ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	9	13	3*	10	10	10

*新型コロナウイルスの影響で、研修会等が中止や縮小となった。

施策・事業名	④認知症サポーター養成			担当課	高齢者福祉課	
概要	地域での日常生活強化・家族支援に向けて、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して、できる範囲の手助けをする認知症サポーターを養成しています。					
現状・課題	小学校での養成は継続しているが、中学校では実施できていません。また、即戦力として活躍が期待できる職域や一般企業での養成が増えていかない現状があります。					
今後の方向性	認知症サポーターの養成を引き続き進めるとともに、感染症対策を含めて学校での受け入れ体制を確認しながら、中学校や高校でも実施できる内容となるように検討していきます。また、職域や一般企業などの養成を増やし、認知症の人を支える地域づくりへと広がるようにしていきます。					
指標	実績			計画		
認知症サポーター養成（人） ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	1,133	1,276	実施中*	1,200	1,200	1,200

*新型コロナウイルスの影響で、令和2年度の小学校は実施せず。

施策・事業名	⑤初期集中支援チームの設置			担当課	高齢者福祉課	
概要	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるため、適切な医療や介護サービス等の利用につなげていない認知症の人やその家族に早期にかかわる初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図っています。					
現状・課題	初期集中支援の対象になるケースの選定や、支援につなげるタイミングを図ることが難しく、適切な時期に支援を開始することが難しいのが現状です。初期集中支援の対象者や目的などについて関係者が理解を深め、より効果的な時期に支援が開始できるようにしていく必要があります。					
今後の方向性	初期集中支援が必要な方に対し、より適切な時期に支援が開始できるように、事例検討会などを行いながら対象者の選定や目的について関係者で理解を深めていきます。					
指標	実績			計画		
初期集中支援チームの対応件数（件） ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	設置	2	5（9月 末現在）	7	9	11

施策・事業名	⑥早期発見事業			担当課	高齢者福祉課	
概要	認知症やその前段である軽度認知障害（MCI）の相談できる場を作り、軽度認知障害（MCI）が早期に発見でき、適切な医療機関に連携できるよう早期発見事業を行っていきます。					
現状・課題	軽度認知障害（MCI）を確認できるツールを導入し活用中ですが、本当に心配な人は使いたがらないことも多く、たくさんの方が気軽に相談できる場を作ることが必要です。					
今後の方向性	「認知症カフェ」「認知症予防講座」「物忘れ相談」を開催する中で、軽度認知障害（MCI）を確認できるツールを用いて早期発見に取り組みます。また、発見してからも、その結果を生かし必要な人に支援開始できるように働きかけていきます。					
指標	実績			計画		
早期発見事業 （物忘れプログラム実施数）（人）	H30 （2018）	R1 （2019）	R2 （2020）	R3 （2021）	R4 （2022）	R5 （2023）
	66	87	90	95	100	105

施策・事業名	⑦認知症周知啓発事業			担当課	高齢者福祉課	
概要	認知症に対する知識を深めると同時に、認知症予防の方法を学習することで、一人ひとりが認知症の危険因子を減らす行動を習慣化できるように予防事業にて支援しています。					
現状・課題	出前講座で認知症に対する周知啓発を目指しましたが、講座の利用者数は伸びていない状況です。より多くの地域住民が認知症予防に関心が持てるように積極的に講座の実施を働きかけていく必要があります。					
今後の方向性	より多くの地域住民が認知症予防に関心が持てるように、幅広い年齢層に対して積極的に講座の実施を働きかけていきます。また、認知症に対する周知啓発が進むことで、認知症になっても住みやすいまちづくりにつながることを目指します。					
指標	実績			計画		
出前講座 「知って安心認知症予防」参加者数（人） ※各年度末時点	H30 （2018）	R1 （2019）	R2 （2020）	R3 （2021）	R4 （2022）	R5 （2023）
	21	19	24	40	50	60

施策・事業名	⑧ 成年後見制度の利用促進			担当課	高齢者福祉課 障がい福祉課 社会福祉課	
概要	ひとり暮らし高齢者や認知症の人の増加が見込まれる中で、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、権利擁護を必要とする人を制度に結び付けるとともに、地域で被後見人等を支える市民後見人の養成に取り組み、支える側も支えられる側も、安心して生活できる体制を整えます。					
現状・課題	利用促進を図るため、成年後見相談会や研修会を実施しています。令和元年度は成年後見制度利用促進に係る意見交換会を3回開催し、市としての今後の方向性をまとめ、市の成年後見制度利用促進基本計画にも反映します。今後は計画に基づき関係各課と連携し、段階的に施策の展開をすることが必要です。					
今後の方向性	成年後見制度の利用促進として、関係各課と連携し、広報、相談窓口機能を強化し、必要な人が支援につながるよう中核機関の機能を整えます。また、市民後見人の養成に向けて基盤整備を行い、養成講座を実施していきます。					
指標	実績			計画		
事業の段階的実施	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	研修会、講演会、専門相談	講演会、専門相談、意見交換会	研修会、専門相談	中核機関機能強化	市民後見人養成準備、中核機関機能強化	市民後見人養成講座開始、中核機関の設置検討

施策の方向 1 - 4 生活支援サービスの充実

これまで行ってきた実態把握や資源調査の結果を検証し、介護予防・日常生活支援総合事業で展開を図るもの、生活支援体制整備事業で展開を図るものを整理し、地域の実情を地域住民と共有していくことで、支え合いの体制づくりを推進していきます。

施策・事業名	①介護予防・日常生活支援総合事業の展開	担当課	高齢者福祉課
概要	<p>介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・日常生活支援サービス事業があります。住み慣れた地域で生活を継続するために、要支援者等の状態に応じて選択ができるサービスの創生を目指します</p>		
現状・課題	<p>現状としては、従来の訪問・通所介護相当サービスしかなく、地域で自立した生活を目指す支援には至っていない状況です。一律のサービスではなく、その人にとって必要なサービスを選択できる支援や、一人ひとりの生きがい・自己実現を促す支援を行う必要があります。</p>		
今後の方向性	<p>介護予防把握事業を基に、高齢者の生活実態や多様な生活支援等のニーズを把握していきます。</p> <p>令和3年度以降、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスCモデル事業を実施し、要支援者等の自己実現や生きがいのある生活を送るための支援を検討しながら、多様なサービスの創生につなげていきます。</p>		

施策・事業名	②生活支援サービスの体制整備・充実			担当課	高齢者福祉課	
概要	住民主体の活動や社会福祉法人、NPO、社会福祉協議会、シルバー人材センター、地縁組織などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制作りを推進することを目指すものです。					
現状・課題	市内各圏域に生活支援コーディネーターを配置し、生活支援や介護予防に対するニーズの把握を行っていますが、地域の支え合いの体制づくりを推進するための協議体の設置には至っていません。体制整備の必要性について積極的に周知をはかり、多様なサービスの開発を共に行える人材の発掘が必要です。					
今後の方向性	生活支援コーディネーターを中心とした地域の実態把握を継続するとともに、地域の実情に応じた支え合いの体制づくりが推進されるように、ワークショップや出前講座などを通じて、住民主体の支え合いや多様なサービスの必要性について周知を図っていきます。また、具体的なサービスの開発につながる検討が進むように、協議体の設置を目指します。					
指標	実績			計画		
ワークショップ 参加者数 ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	数値なし	31	37 (11月 末現在)	45	50	55

施策の方向 1 – 5 高齢者にふさわしい住まい・環境の充実

住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、バリアフリーの住宅環境を要望するとともに、市内の高齢者施設の整備状況の把握に努め、情報提供していきます。

施策・事業名	① 高齢者向け住宅整備状況の周知			担当課	高齢者福祉課	
概要	日常生活に支援が必要な高齢者が安心して生活できるよう、施設整備状況を情報提供しています。					
現状・課題	市内に介護付き有料老人ホーム2施設（定員 113 人）、住宅型有料老人ホーム1施設（定員 84 人）、サービス付き高齢者向け住宅3施設（定員 66 人）が建設されていますが、それらの整備状況を周知する必要があります。					
今後の方向性	施設の整備状況を市民等に周知するとともに、アンケート調査を実施し、施設の入所状況や待機者の人数などを把握することで、高齢者向け住宅等のニーズの把握に努めます。					
指標	実績			計画		
入所状況や待機者の把握	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	未実施	実施	実施予定	実施予定	実施予定	実施予定

施策・事業名	②バリアフリー化の推進			担当課	高齢者福祉課 開発指導課	
概要	高齢者が安心して日常生活を送れるよう、住宅等のバリアフリー化の推進を図ります。					
現状・課題	<p>エレベーターがない高層住宅やバリアフリー化されていない住宅に住んでいる人の高齢化が見込まれる中、外出が困難となり、住み慣れた住宅に住むことができなくなることが課題となります。</p> <p>マンション建設や宅地分譲においては、印西市開発事業指導要綱に基づく事前協議により住宅の通路や階段等のバリアフリー化に関して、高齢者に配慮した計画を事業者へ要望しています。</p>					
今後の方向性	高齢者が安心して生活できる環境づくりを推進していきます。					
指標	実績			計画		
関係各課と連携 照会に対する協 議の実施	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

基本目標 2 高齢者が健康で生きがいを持って活躍する社会の実現

施策の方向 2 - 1 健康づくりの推進

市民一人ひとりが自発的な健康づくりに取り組み、生涯を健やかに暮らすことができるまちを目指します。

施策・事業名	①健康教育、健康づくりの普及・啓発	担当課	健康増進課
概要	健康講演会や出前健康講座、各種集団教室等の様々な機会を活用して健康教育を実施します。 一般的な健康についての教育や、病態別、運動、食事等、健康課題に合わせた教育を実施します。		
現状・課題	すべてのライフステージに対する健康づくりや無関心層へのアプローチのあり方が課題です。		
今後の方向性	市民が自分や家族の健康に関心を持ち、日常生活の中で身体活動量が増えるなど、自然に健康づくりに取り組める仕組みづくりを目指します。		

施策・事業名	②健康相談・訪問指導	担当課	健康増進課
概要	健診の結果等について、栄養や歯科も含めた健康全般に関する相談を実施しています。市民のニーズに合わせ、面接、訪問、電話相談等で健康相談を実施しています。		
現状・課題	健康相談の健康相談数は増加傾向にあります。個別医療機関でも健康相談のちらしを配布し、タイミングよく健康相談の機会を設けるなど市民のニーズに合った事業展開が出来ていると考えられます。		
今後の方向性	今後も工夫をしながら、市民のニーズに合わせて展開していきます。		

施策・事業名	③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	担当課	高齢者福祉課 国保年金課 健康増進課
概要	高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するものです。		
現状・課題	実施に向けて令和2年に法的整備が行われました。後期高齢者の健診において、高齢者のフレイルを把握するための新たな「後期高齢者の質問票」を活用しています。具体的な取り組み方法については検討中です。		
今後の方向性	令和3年度からの事業実施に向けて、市の状況にあった方法を検討していきます。		

施策・事業名	④糖尿病性腎症重症化予防事業	担当課	国保年金課 健康増進課
概要	国・県が示す糖尿病性腎症重症化予防プログラムに倣い、糖尿病性腎症の発症、重症化リスクを有する者に対して、受診、継続受診を勧奨し、適切かつ継続的な保健指導を行い、糖尿病性腎症の重症化を予防し、新規透析導入を阻止することで、医療費の適正化を図ります。		
現状・課題	平成30年度に開始した事業です。対象者のレセプトを確認すると、複数の合併症を抱えた人が多く、保健指導方法が確立している腎症予防を切り口としながらも、心臓疾患、脳疾患、がんなどの予防にもつながり、QOLの維持向上や医療費の適正化への効果が得られると期待できます。医療機関との連携を一層深め、腎機能の回復が見込めるうちに保健指導が行えるよう進めます。		
今後の方向性	糖尿病性腎症重症化予防に加え、今後、心臓や脳血管疾患重症化予防対策等のプログラムも国や県から示されることが予定されています。動向を見極めながら準備を進めます。 現在、対象者を特定健康診査受診者としていますが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施で把握されたハイリスク者へのアプローチ方法として、令和3年度より対象者を75歳以上まで拡充していきます。		

施策・事業名	⑤ 特定健康診査・後期高齢者健康診査・特定保健指導	担当課	国保年金課 健康増進課
概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、メタボリックシンドロームに着目し生活習慣病予防を図るため、40～74歳の国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を実施し、その結果により生活習慣病を招く恐れがある人に対して、特定保健指導を行っています。また、75歳以上の方については後期高齢者健康診査を実施しています。令和2年度からは後期高齢者健康診査でフレイルの危険性が高い人を見つけるための質問を実施しています。</p>		
現状・課題	<p>令和元年度値と前回計画の平成28年度との比較では、特定健康診査受診率37.8%（+1.4ポイント）、後期高齢者健康診査受診率31.1%（+1.6ポイント）、特定保健指導実施率26.7%（+3.6ポイント）となっています。健診の受診率は横ばいですが、この間、人間ドックの利用者数は増加傾向にあります。特定保健指導については、制度変更により、集団健診受診者に、健診の場で保健指導を開始できる仕組みができたことから、保健指導が身近なものに感じられ、実施率が上昇したと考えられます。</p>		
今後の方向性	<p>健康診査未受診等、健康に無関心層への働きかけ及び健診受診率向上に向けての取り組みについて、今後も検討していきます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の中での後期高齢者健康診査の情報の有効的な活用方法について調査研究していきます。</p>		

施策・事業名	⑥ がん検診	担当課	健康増進課
概要	<p>健康増進法第19条の2に基づき、がん疾患などの予防を図るとともに、がんを早期に発見し、適切な治療に結びつけるよう事業を実施します。国の指針に基づき、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん・結核検診、乳がん検診、子宮頸がん検診の5大がん検診を実施しています。また、印西市独自の事業として、前立腺がん検診を実施します。</p>		
現状・課題	<p>健（検）診の受診率は横ばいが続いており、今後も健（検）診を受診する機会がない市民へ周知や啓発を引き続き行いながら、受診を促進していく必要があります。また、精密検査受診の対象となられた方が、速やかに受診行動に移せるよう受診勧奨を行い、精密検査受診率向上を図っていきます。</p>		
今後の方向性	<p>国が推奨する5大がんの検診受診率および精密検査受診率の向上に努めます。</p>		

施策・事業名	⑦骨粗しょう症検診	担当課	健康増進課
概要	若い世代から骨密度測定を実施することにより、骨粗しょう症予防への意識づけを行い、高齢期の骨折のリスクを減少させ介護予防に結びつけます。		
現状・課題	若い世代の受診率が低いため、受診勧奨はがきや検診に関する案内ちらし等で引き続き周知を行いながら、受診を勧奨していく必要があります。		
今後の方向性	健康診査未受診等、健康に無関心層への働きかけ及び健診受診率向上に向けての取り組みについて、今後も検討していきます。		

施策・事業名	⑧口腔疾患健診	担当課	健康増進課
概要	健康増進法第 19 条の 2 に基づき、歯周病の発症率が高くなる 30 歳以降の市民に対し口腔疾患健診を実施することにより、歯周病に限らず口腔内の疾患に対し予防意識を持たせ、高齢期の歯の喪失を防ぎます。また、健診後早期に受診勧奨をすることにより、口腔内疾患の進行を抑制します。		
現状・課題	男性や若い世代の受診率が低いため、受診勧奨はがきや健診に関する案内ちらし等で引き続き周知を行いながら、受診を勧奨していく必要があります。		
今後の方向性	口腔疾患は早期の発見が重要であることから、受診率の低い男性や若い世代への働きかけ及び健診受診率向上に向けての取り組みについて、今後も検討していきます。		

施策の方向 2 - 2 生きがいつくりと社会参加の推進

高齢者が地域でいつまでも長く生きがいを持って暮らせるよう、人々との交流や活動の場を提供すると共に、様々なライフスタイルに対応するため、就労を含めた幅広い活動を支援していきます。

施策・事業名	①学習機会の提供	担当課	生涯学習課
概要	<p>公民館・地域交流館及び図書館等の生涯学習施設では、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが自ら学び、生きがいや自己実現などにつながる生涯を通して学習できる環境づくりを推進し、市民のニーズや対象世代に合わせた多様な学習機会を提供しています。さらに、図書館では、図書館資料を通して利用者が高齢者福祉や障がい者福祉について学ぶ機会への支援、図書館資料の郵送、宅配、対面朗読の制度等のサービスを図っています。</p>		
現状・課題	<p>市民アカデミーや出前講座、公民館・地域交流館での主催事業など、だれもが学べる機会の提供に努め、多くの高齢者の参加を得ていますが、さらに高齢化社会に対応した学習メニューの検討や高齢者の学習ニーズに対応した事業展開、学習支援なども求められています。</p> <p>図書館においても利用者の高齢化は進んでおり、大活字本等該当年齢層を見込んだ資料の充実や電子図書の導入等非来館型のサービスの検討が必要です。</p>		
今後の方向性	<p>市民のニーズに対応した学習機会の提供については、引き続き取り組んでいきますが、高齢者にも参加しやすい学習環境の整備、学習メニューの検討及び学習成果を地域に還元できるような支援に努めます。また、図書館資料を通して、利用者が高齢者福祉や障がい者福祉について学ぶ機会への支援、図書館資料の郵送、宅配、対面朗読の制度等の図書サービスのさらなる周知に努めます。</p>		

施策・事業名	②生涯スポーツの充実	担当課	スポーツ振興課
概要	高齢者の健康維持には、適度な運動（スポーツ）も必要なことから、楽しみながらできるニュースポーツ等の普及につとめます。		
現状・課題	現状では、令和2年度現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、ほとんどの事業が中止となっている状況です。 課題としては、高齢者の健康維持などに適したニュースポーツ教室等の開催を行うにあたり、参加者数の増のため、引き続きPRなどが必要です。		
今後の方向性	高齢者が自分の体力に合ったさまざまな運動に参加できるよう、新型コロナウイルス感染症下における各種サークルや指導者及び団体の育成・支援等を模索し、出前講座・教室等の充実を図ります。		

施策・事業名	③就労機会の提供	担当課	高齢者福祉課			
概要	高齢者が生きがいのある自立した生活を支援するため、就労に必要な技能の習得、就労相談等を行っています。 シルバー人材センターを支援して、高齢者の就労に向けた各種講習会を実施し、実際の就労にも繋げています。 高齢者が希望する就労機会の提供を効率的に行うことで、高齢者の生きがいの充実、社会参加が促進され、地域福祉の増進を図ることができます。					
現状・課題	現状でシルバー人材センターに対する市民の認知度がまだ十分とは言えません。地域社会からの期待に応えるべく継続的に発展していくため、「登録会員拡大」と「就業先開拓」の2本柱を重点的に推進し、更なる事業の拡大を図ります。					
今後の方向性	本市では、定年退職者等の高齢者に、臨時的、短期的な就業又はその他の軽易な就業の機会を提供する印西市シルバー人材センターに対し、町内回覧や広報を活用したシルバー人材センターの周知や、会員募集の説明会の実施など、引き続き必要な支援を行います。 また、高齢者就労支援センターにおいて、高齢者が生きがいのある自立した生活を送るため、就業に必要な各種技能講習等を開催し、高齢者の就労機会の拡大、提供を図ります。					
指標	実績			計画		
会員数（人） ※各年度 4月1日時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	445	447	420	450	455	460

施策・事業名	④高年齢者クラブの支援			担当課	高年齢者福祉課	
概要	<p>高年齢者の生きがいづくりと社会参加を目的に設立された団体に、補助金等の支援を行っています。</p> <p>高年齢者クラブは、自らの老後を健全で豊かなものにするために、地域を基盤とする高年齢者の自主的な組織であり、地域との関わりを深めるとともに、高年齢者の交流活動の場として大きな役割を担っています。</p>					
現状・課題	<p>会員の高年齢化や高年齢者が活動する場の多様化などにより、会員数が減少傾向にあるため、新規加入者増加のための勧誘方法の工夫や、参加に魅力を感じられるような活動内容の充実を図る必要があります。</p> <p>また、社会福祉協議会と連携し、高年齢者クラブの周知と加入促進を目的として、高年齢者クラブ会員以外にも参加できる活動を検討する必要があります。</p>					
今後の方向性	<p>高年齢者クラブ会員による地域の高年齢者への見守りや生活援助を実施する高年齢者友愛活動推進事業を補助することにより、地域の高年齢者が支え合う社会づくりを目指します。また、地域の中で高年齢者が社会奉仕活動等を一緒に行うことで、生きがいをもって充実した日々を送れるよう、支援していきます。</p>					
指標	実績			計画		
会員数(人) ※各年度 4月1日時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	2,275	2,222	1,933	2,000	2,000	2,000

施策・事業名	⑤交流活動の充実			担当課	高年齢者福祉課	
概要	<p>高年齢者の健康増進、教養の向上やレクリエーションのための場の提供を行います。</p>					
現状・課題	<p>高年齢者の社会参加を促進するため、各老人福祉センター等で各種事業や世代間交流を行っています。</p>					
今後の方向性	<p>高年齢者の社会的孤立や閉じこもりを防ぎ、高年齢者が社会の一員として生きがいを持ち、積極的に社会参加できるよう、各種交流活動の充実に努めます。</p> <p>活動の場としては、老人福祉センター、老人憩いの家のほか、草深ふれあい市民センターや公民館、児童館等も含め、高年齢者だけでなく、家族や子ども等、世代間の交流促進も図り、地域の共生社会も目指していきます。</p>					

施策の方向 2 - 3 高齢者と家族を支える福祉サービスの充実

配食サービスなどこれまでの事業を継続しつつ、高齢者と家族の多様なニーズに合わせた各種施策を検討することで、より充実した福祉サービスの実施を図ります。

施策・事業名	①緊急通報装置設置等サービス			担当課	高齢者福祉課	
概要	65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等に対し、緊急事態に備えた緊急通報装置又は緊急通報専用携帯電話端末を貸与し、受信センターが24時間体制で相談や緊急事態発生等の通報を受信し対応するサービスを提供しています。					
現状・課題	独居世帯・高齢者世帯等において、緊急時の救急搬送・日頃の安否確認等につながっていますが、通報受信後に利用者の状況確認をお願いしている協力員の確保が課題となっています。					
今後の方向性	在宅福祉サービスの充実のため、利用者ニーズを踏まえたサービス内容を検討します。					
指標	実績			計画		
新規登録者数 (人) ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	35	34	実施中	35	35	35

施策・事業名	②紙おむつ給付サービス			担当課	高齢者福祉課	
概要	要介護認定で「要介護2」、「要介護3」、「要介護4」、「要介護5」のいずれかに認定され、常におむつを使用する必要のある在宅生活の要介護高齢者を対象に、紙おむつを給付するサービスを実施しています。					
現状・課題	令和元年6月より商品の種類等を増やし、より利用しやすくなっています。在宅福祉サービスの充実のため、今後も利用者ニーズに合わせたサービス内容を検討し、実施する必要があります。					
今後の方向性	利用者ニーズを踏まえながら、サービス内容等を検討します。					
指標	実績			計画		
登録者数 (人) ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	479	578	実施中	600	600	600

施策・事業名	③配食サービス			担当課	高齢者福祉課 障がい福祉課	
概要	身体的、環境的な理由から調理が困難なため、在宅での生活に支障のある概ね65歳以上の高齢者や障がいのある人を対象とし、安否確認を兼ねて夕食を自宅に届けるサービスを実施しています。					
現状・課題	身体的、環境的な理由から調理が困難で、在宅での生活に支障のある高齢者や障がいのある人が栄養バランスの良い食事をとることができるようサービスを実施しています。また、訪問により日頃の安否確認にもつながっています。 在宅福祉サービスの充実のため、今後も利用者ニーズに合わせたサービス内容を検討し、実施する必要があります。					
今後の方向性	今後も利用者ニーズの把握に努め、必要に応じてサービス内容等を検討します。					
指標	実績			計画		
新規登録者数 (人) ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	56	51	実施中	55	55	55

施策・事業名	④福祉カー貸付			担当課	高齢者福祉課 障がい福祉課	
概要	高齢者又は障がいのある人やその家族に、車いす・ストレッチャー対応のリフト付きワゴン車を貸出するサービスを提供しています。					
現状・課題	車いす・ストレッチャーを使用する方の外出のために利用されています。 在宅福祉サービスの充実のため、今後も利用者ニーズに合わせたサービス内容を検討し、実施する必要があります。					
今後の方向性	今後は、福祉タクシーや民間サービスの状況等を踏まえながら、サービスの継続を検討します。					
指標	実績			計画		
利用回数(回) ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	45	59	実施中	60	60	60

施策・事業名	⑤外出支援サービス			担当課	高齢者福祉課 障がい福祉課	
概要	医療機関への通院、公共施設の利用等のために、介助なしで公共交通機関(電車・バス・タクシー)を利用することが困難な65歳以上の要介護認定者や障がいのある人に対し、送迎サービスを提供しています。					
現状・課題	介助なしで公共交通機関を使用することが困難な方の通院等に利用されています。 在宅福祉サービスの充実のため、今後も利用者ニーズに合わせたサービス内容を検討し、実施する必要があります。					
今後の方向性	利用者ニーズを踏まえながら、サービス内容等を検討します。					
指標	実績			計画		
利用件数(件) ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	288	378	実施中	400	400	400

施策・事業名	⑥福祉タクシー			担当課	障がい福祉課 高齢者福祉課	
概要	要介護認定で、要介護1以上に認定された人や障がいのある人を対象に、福祉タクシー利用券を交付し、乗車料金の一部を助成しています。					
現状・課題	平成30年度より、対象者を要介護認定で要介護1以上に認定された人まで拡大しました。 在宅福祉サービスの充実のため、今後も利用者ニーズに合わせたサービス内容を検討し、実施する必要があります。					
今後の方向性	利用者ニーズを踏まえながら、サービス内容等を検討します。					
指標	実績			計画		
利用回数(回) ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	5,958	5,855	実施中	6,000	6,100	6,200

施策・事業名	⑦低所得利用者負担軽減対策事業	担当課	高齢者福祉課
概要	要支援又は要介護認定者のうち低所得で特に生計が困難である人が、特定の介護サービス（事業に参加している社会福祉法人等が実施している介護サービス）を利用する際に、経済的な負担を軽減するため、利用料金が減額されます。		
現状・課題	第7期計画期間中は、実績がありません。		
今後の方向性	社会福祉法人への制度周知とともに事業の継続を図っていきます。		

施策の方向 2 - 4 安心・安全なまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

【高齢者福祉課】

開発行為を行う事業者に対し、バリアフリー化等、住環境に配慮した整備に努めるよう意見を付しています。

高齢者だけでなく、すべての市民が安心して暮らしていくことができるよう、ユニバーサルデザイン（年齢や性別、体型、障がいの有無等にかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすること）による施設や環境の整備に配慮したまちづくりを推進します。

(2) 災害時等における支援体制の充実

施策・事業名	①避難行動要支援者避難支援	担当課	社会福祉課・高齢者福祉課・障がい福祉課・健康増進課・子育て支援課・市民活動推進課・防災課
概要	<p>「印西市避難行動要支援者避難支援計画」に基づいて避難行動要支援者名簿を作成し、平常時における見守りや災害時における安否確認・避難支援に活用するため、避難支援等関係者に名簿情報を提供します。また、避難支援等関係者による個別計画の作成などにより、災害発生時における避難行動要支援者の避難支援体制の構築を図ります。</p>		
現状・課題	<p>令和2年4月に策定した「印西市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、「避難行動要支援者対象者名簿」及び「避難行動要支援者同意者名簿」を作成し、名簿受領兼誓約書を提出した団体等に同意者名簿を提出していますが、今後、誓約書提出団体の拡充や個別計画作成への支援といった避難行動要支援者への支援体制の確立に向けた取り組みを継続的に行う必要があります。</p> <p>また、避難支援等関係者がいない地域への対応についても課題があります。</p>		
今後の方向性	<p>市民に対する制度周知をはじめ、避難行動要支援者の名簿管理及び避難支援等関係者への名簿情報などの提供を確実に行っていくとともに、町内会等の避難支援等関係者に対して、名簿の授受や個別計画の作成といった避難行動要支援者対策に対する支援を継続的に行っていきます。</p> <p>また、町内会等や自主防災組織などの避難支援等関係者がいない地域における避難行動要支援者対策について、関係課及び関係団体と検討を進めます。</p>		

施策・事業名	②救急医療情報キット配布事業			担当課	高齢者福祉課 障がい福祉課	
概要	ひとり暮らし高齢者や障がいのある人等に、かかりつけ医療機関等救急時に必要な情報を保管する、救急医療情報キットを配布し、迅速な救急活動に役立てています。					
現状・課題	緊急時に救急医療情報キットを活用できるよう、普及していく必要があります。					
今後の方向性	民生委員による高齢者世帯訪問や高齢者福祉のしおりの配布により、事業の周知に努めます。また、近隣の白井市や消防機関と連携し、事業のさらなる周知・活用を図るため協力体制を築きます。					
指標	実績			計画		
新規配布者数 (人) ※各年度末時点	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
	140	102	実施中	100	100	100

施策・事業名	③緊急情報等の提供に関する高齢者等 地域見守り支援			担当課	高齢者福祉課	
概要	ひとり暮らし高齢者等の緊急を要する異変等を迅速に発見し、孤立死の防止等につなげていくため、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、高齢者クラブ、町内会等、新聞販売店ほかの事業者等と幅広く連携して、迅速な対応が取れる環境づくりを行っています。					
現状・課題	覚書を交わしている事業所や地域包括支援センター、民生委員等からの情報提供により、緊急を要する異変等の発見につながっています。今後は、覚書を交わしている事業者以外の支援者も広く募り、地域住民とも協力体制を築いていくことが課題です。					
今後の方向性	行政と様々な地域団体等が連携して、迅速な対応が取れるシステムづくりをさらに進めて行きます。また、地域住民がひとり暮らし高齢者等の緊急を要する異変等を速やかに察知・発見できるよう、地域ぐるみで見守る環境づくりの充実に努めます。					

施策・事業名	④民生委員による見守り活動	担当課	社会福祉課
概要	民生委員は日ごろから、訪問や声かけなど地域の見守り活動を行い、地域と行政の橋渡しの役割を担っています。また年1回、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の世帯実態調査を行っています。		
現状・課題	課題として、民生委員一人あたりの見守り世帯数が増加傾向にあり、負担が増加しているため、訪問調査対象年齢の引き上げや定数の見直しが必要となってきました。訪問調査対象年齢については、平成30年度に65歳以上の独居、高齢者世帯から70歳以上の独居、75歳以上の高齢者世帯に変更しています。また、地区住民の高齢化、働き世代の増加等により後任民生委員が不足しており、民生委員の欠員地区も増加傾向にあります。		
今後の方向性	今後も地域の見守り活動等により、つながりあえる地域社会づくりを目指します。		

施策・事業名	⑤SOSネットワーク	担当課	高齢者福祉課
概要	行方不明者が出た際、FAXにより関係機関や協力事業所へ情報を流し、早期発見・保護へと繋げています。		
現状・課題	現在約140か所ある協力事業所を増やし、より広範な情報提供をしていくことが課題です。		
今後の方向性	超高齢社会の到来、社会環境の変化等により、認知症高齢者のひとり歩きの増加が予想されるため、警察署等の関係機関との連携を強化し、行方不明に関してのFAXを使用した情報網（SOSネットワーク）により、各協力事業所に対し発見依頼や情報提供の協力を求めます。また、必要に応じて防災行政無線や防災メールを活用し、市民へも情報提供を呼びかけます。		

施策・事業名	⑥ 高齢者虐待防止ネットワークと高齢者虐待への対応	担当課	高齢者福祉課
概要	関係機関とのネットワークを構築し、高齢者虐待の防止のための啓発事業、虐待の早期発見、早期対応に取り組んでいます。高齢者虐待防止のための取り組みについて話し合うとともに、介護サービス事業者等を対象に、虐待防止に向けた研修会等も開催しています。		
現状・課題	高齢者虐待の対応については、早期発見のための地域への周知やネットワークの構築、早期対応のために関係者の対応策への理解、被虐待者を緊急保護するための施設の確保が必要です。		
今後の方向性	高齢者虐待防止の周知と、地域のネットワークづくりを行い、高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会において、虐待防止の啓発方法、早期発見、対応、再発防止等について検討し、高齢者虐待の防止に努めます。		

(3) 災害・感染症（予防）対策の推進【高齢者福祉課】

近年多発する大規模災害や、新型コロナウイルス感染症の流行などを踏まえ、様々な視点から、適切に備えることが重要です。

感染症予防については、日頃から介護保険サービス事業所等と連携し、災害時の防疫体制を整備するとともに、感染拡大防止策の周知啓発や、感染症発生時に備えた平時からの必要な物資の備蓄・調達などの事前準備、感染症発生時の事業継続に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。

また、在宅介護者が感染症に罹患した場合、介護を継続することが困難となるおそれがあります。そうした状況において、在宅サービスなどを提供する介護保険サービス事業所が、サービス提供を実施する場合は、支援を行います。

(4) ボランティア活動の推進 【高齢者福祉課】

地域包括ケアシステムの構築に向け、生活上の身近な困りごとを支援する担い手の養成が課題となっています。

地域包括ケアシステムの構築に向けて、市社会福祉協議会のボランティアセンターをはじめ、各ボランティアグループ等、福祉に関するボランティア活動に誰もが気軽に参加できるよう、ボランティアの養成と活動支援に取り組めます。また、高齢者が社会参加・地域貢献を行うきっかけをつくるために、介護支援ボランティア制度を活用します。

基本目標 3 持続可能な介護サービスの確保

施策の方向 3-1 在宅サービスの充実

(1) 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護や調理・洗濯・掃除等の生活援助を行うものです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	269	281	292	289	296	313	323	543
実績値 B	人/月	246	259	256	—	—	—	—	—
B/A	%	91.4	92.2	87.7	—	—	—	—	—

(2) 訪問入浴介護

介護が必要な方の居宅を訪問し、浴槽を運び入れて入浴の介助を行うサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	41	44	47	35	39	41	42	77
実績値 B	人/月	20	27	35	—	—	—	—	—
B/A	%	48.8	61.4	74.5	—	—	—	—	—

予防 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	5	5	5	1	1	1	1	2
実績値 B	人/月	1	0	0	—	—	—	—	—
B/A	%	20.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—

(3) 訪問看護

医師の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

今後、在宅医療を必要とする人の増加が予測されるため、円滑にサービスが提供できるよう、事業所の整備について検討していきます。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	120	133	139	136	136	145	151	268
実績値 B	人/月	91	114	123	—	—	—	—	—
B/A	%	75.8	85.7	88.5	—	—	—	—	—

予防 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	7	8	9	24	25	26	27	39
実績値 B	人/月	10	16	19	—	—	—	—	—
B/A	%	142.9	200.0	211.1	—	—	—	—	—

(4) 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等のリハビリ専門職が居宅を訪問し、日常生活の自立のためのリハビリテーションを行うサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	102	116	120	105	114	119	124	207
実績値 B	人/月	75	92	97	—	—	—	—	—
B/A	%	73.5	79.3	80.8	—	—	—	—	—

予防 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	19	26	29	31	33	34	35	51
実績値 B	人/月	13	16	27	—	—	—	—	—
B/A	%	68.4	61.5	93.1	—	—	—	—	—

(5) 居宅療養管理指導

病院・診療所、薬局等の医師・歯科医師・薬剤師・栄養士等が定期的に居宅を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	247	262	277	332	357	380	393	673
実績値 B	人/月	274	301	285	—	—	—	—	—
B/A	%	110.9	114.9	102.9	—	—	—	—	—

予防 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	36	38	41	42	44	46	48	68
実績値 B	人/月	29	32	36	—	—	—	—	—
B/A	%	80.6	84.2	87.8	—	—	—	—	—

(6) 通所介護

介護の必要な方が通所介護事業所へ通い、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	577	583	593	626	666	706	817	1,165
実績値 B	人/月	534	573	547	—	—	—	—	—
B/A	%	92.5	98.3	92.2	—	—	—	—	—

(7) 通所リハビリテーション

医療機関や介護老人保健施設において心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	213	249	291	194	202	215	221	360
実績値 B	人/月	184	173	153	—	—	—	—	—
B/A	%	86.4	69.5	52.6	—	—	—	—	—

予防 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	71	88	111	81	84	89	92	131
実績値 B	人/月	62	72	64	—	—	—	—	—
B/A	%	87.3	81.8	57.7	—	—	—	—	—

(8) 短期入所生活介護（特養等）

介護者が一定期間、家を離れるために介護ができなくなった場合等に、特別養護老人ホーム等に短期入所（ショートステイ）するサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	169	170	171	181	186	196	203	362
実績値 B	人/月	172	185	153	—	—	—	—	—
B/A	%	101.8	108.8	89.5	—	—	—	—	—

予防 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	15	15	17	10	12	12	12	18
実績値 B	人/月	10	9	5	—	—	—	—	—
B/A	%	66.7	60.0	29.4	—	—	—	—	—

(9) 短期入所療養介護（老健）

介護老人保健施設で実施する短期入所（ショートステイ）で、医療上のケアを含む介護や機能訓練等を行うサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	16	17	18	15	15	17	17	29
実績値 B	人/月	12	8	8	—	—	—	—	—
B/A	%	75.0	47.1	44.4	—	—	—	—	—

予防 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	2	2	3	1	1	1	1	1
実績値 B	人/月	1	0	0	—	—	—	—	—
B/A	%	50.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—

(10) 短期入所療養介護（病院等）

病院等の医療施設で実施する短期入所（ショートステイ）で、介護老人保健施設と同様、医療上のケアを含む介護や機能訓練等を行うサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値 B	人/月	0	0	0	—	—	—	—	—
B/A	%	—	—	—	—	—	—	—	—

予防 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値 B	人/月	0	0	0	—	—	—	—	—
B/A	%	—	—	—	—	—	—	—	—

(11) 福祉用具貸与

車いすや特殊寝台等の福祉用具の貸出をするサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値A	人/月	668	674	680	838	897	953	981	1,620
実績値B	人/月	657	722	780	—	—	—	—	—
B/A	%	98.4	107.1	114.7	—	—	—	—	—

予防 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値A	人/月	176	187	205	317	333	348	360	518
実績値B	人/月	196	230	271	—	—	—	—	—
B/A	%	111.4	123.0	132.2	—	—	—	—	—

(12) 特定福祉用具購入

入浴や排せつ等に用いる特定福祉用具の購入費を支給するサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値A	人/月	17	17	18	21	22	22	22	40
実績値B	人/月	14	17	14	—	—	—	—	—
B/A	%	82.4	100.0	77.8	—	—	—	—	—

予防 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値A	人/月	5	6	6	6	7	7	7	10
実績値B	人/月	5	5	3	—	—	—	—	—
B/A	%	100.0	83.3	50.0	—	—	—	—	—

(13) 住宅改修

手すりの取り付け、段差解消等、軽微な住宅改修に要した費用を支給するサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値A	人/月	15	15	15	14	15	15	15	25
実績値B	人/月	13	10	8	—	—	—	—	—
B/A	%	86.7	66.7	53.3	—	—	—	—	—

予防 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値A	人/月	11	12	13	5	6	7	7	9
実績値B	人/月	5	5	5	—	—	—	—	—
B/A	%	45.5	41.7	38.5	—	—	—	—	—

(14) 特定施設入居者生活介護

介護付き高齢者住宅に入居している方へ、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値A	人/月	96	104	119	105	109	115	116	168
実績値B	人/月	84	92	95	—	—	—	—	—
B/A	%	87.5	88.5	79.8	—	—	—	—	—

予防 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値A	人/月	15	15	15	16	16	16	18	24
実績値B	人/月	12	11	15	—	—	—	—	—
B/A	%	80.0	73.3	100.0	—	—	—	—	—

施策の方向 3 - 2 地域密着型サービスの充実

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護事業所と訪問看護事業所が連携し、日中、夜間を通じた短時間の定期巡回による訪問サービス及び利用者からの通報により随時訪問し、訪問介護や訪問看護のサービスを行います。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	11	13	14	19	20	21	22	36
実績値 B	人/月	14	10	9	—	—	—	—	—
B/A	%	127.3	76.9	64.3	—	—	—	—	—

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問により、また通報を受けて訪問介護員（ホームヘルパー）等が家庭に必要な生活援助を行うサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値 B	人/月	0	0	0	—	—	—	—	—
B/A	%	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 認知症対応型通所介護

認知症のある人に対し、デイサービスセンター等において、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	15	15	15	15	15	15	16	28
実績値 B	人/月	13	11	10	—	—	—	—	—
B/A	%	86.7	73.3	66.7	—	—	—	—	—

予防 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値 B	人/月	0	0	0	—	—	—	—	—
B/A	%	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 小規模多機能型居宅介護

利用者の容体や希望に応じて、随時、訪問・通所・泊まりを組み合わせ、日常生活の介護、機能訓練を提供するサービスで、中度・重度になっても在宅での生活が継続できるよう支援するサービスです。

第7期計画中に1事業所の整備を予定していましたが、2度の公募期間中に、事業所の応募がなかったことから、第8期期間中の整備は見込みません。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	33	43	56	36	38	41	42	69
実績値 B	人/月	29	27	27	—	—	—	—	—
B/A	%	87.9	62.8	48.2	—	—	—	—	—

予防 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	1	1	1	8	8	8	9	13
実績値 B	人/月	2	3	6	—	—	—	—	—
B/A	%	200.0	300.0	600.0	—	—	—	—	—

(5) 認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者が少人数で共同生活を営みながら、食事・入浴等の介助や機能回復訓練を行うサービスです。

第8期計画期間中に、1事業所、2ユニット18名分の整備を予定しています。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値A	人/月	99	99	99	97	97	115	115	115
実績値B	人/月	95	95	96	—	—	—	—	—
B/A	%	96.0	96.0	97.0	—	—	—	—	—

予防 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値A	人/月	0	0	0	2	2	2	2	3
実績値B	人/月	0	1	2	—	—	—	—	—
B/A	%	—	—	—	—	—	—	—	—

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29名以下で、入居者が要介護者、その配偶者等に限定されている介護付き高齢者住宅に入居している要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値A	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値B	人/月	0	0	0	—	—	—	—	—
B/A	%	—	—	—	—	—	—	—	—

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対する、日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。

第8期計画期間中に、1事業所で、定員 29 人以下の整備を予定しています。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	1	1	1	0	29	29	29	29
実績値 B	人/月	1	0	0	—	—	—	—	—
B/A	%	100.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスで、小規模多機能型居宅介護事業所と訪問看護等を組み合わせ、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービス等を利用者に対し柔軟に提供するサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値 B	人/月	0	0	0	—	—	—	—	—
B/A	%	—	—	—	—	—	—	—	—

(9) 地域密着型通所介護

身近な地域でサービス提供を行う定員 18 名以下の小規模な通所介護サービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	212	226	239	211	223	236	243	388
実績値 B	人/月	171	197	175	—	—	—	—	—
B/A	%	80.7	87.2	73.2	—	—	—	—	—

施策の方向 3 - 3 施設サービスの充実

(1) 介護老人福祉施設

特別養護老人ホームのことで、居宅での生活が困難な要介護者が、入浴・排せつ・食事・その他日常生活上の介護を受ける施設サービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	412	425	525	496	496	496	496	496
実績値 B	人/月	392	394	388	—	—	—	—	—
B/A	%	95.1	92.7	73.9	—	—	—	—	—

(2) 介護老人保健施設

常時介護が必要な要介護者で、看護・医学的な管理のもと、介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話をを行う施設サービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	139	140	140	187	187	187	187	187
実績値 B	人/月	139	144	175	—	—	—	—	—
B/A	%	100.0	102.9	125.0	—	—	—	—	—

(3) 介護療養型医療施設

療養病床を有する病院・診療所に入院している要介護者に対し、療養上の管理・看護、及び医学的管理のもと、介護等の世話・機能訓練・その他必要な医療を行う入院施設でのサービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	13	20	28	1	1	1	—	—
実績値 B	人/月	4	1	1	—	—	—	—	—
B/A	%	30.8	5.0	3.6	—	—	—	—	—

(4) 介護医療院

主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理・看護・医学的管理のもと、介護等の世話・機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設サービスです。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値A	人/月	1	1	1	4	4	5	6	9
実績値B	人/月	0	2	1	—	—	—	—	—
B/A	%	0.0	200.0	100.0	—	—	—	—	—

施策の方向 3 - 4 居宅介護支援、介護予防支援の充実

(1) 居宅介護支援、介護予防支援

ケアマネジャーが在宅の要介護認定者の心身の状況や、環境、本人や家族の希望等を踏まえてケアプランを作成し、サービス事業者との連絡・調整等を行います。なお、要支援については地域包括支援センターが行います。

高齢者の増加に伴い、介護予防・重度化防止に向けたリハビリテーションの重要性が増しています。ケアプランの中でも、可能な限りリハビリテーション機能を含むサービスを取り入れるなど、リハビリテーションに係るサービス利用率の向上を目指します。

介護 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	1,156	1,213	1,274	1,327	1,411	1,498	1,541	2,493
実績値 B	人/月	1,104	1,198	1,237	—	—	—	—	—
B/A	%	95.5	98.8	97.1	—	—	—	—	—

予防 給付	単位	第7期			第8期			中期	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
計画値 A	人/月	189	200	212	380	398	417	431	620
実績値 B	人/月	252	293	324	—	—	—	—	—
B/A	%	133.3	146.5	152.8	—	—	—	—	—

施策の方向 3 – 5 地域支援事業の充実

地域支援事業は、介護保険財源で市町村が取り組む事業で、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、重度化しないよう、可能な限り地域において自立した生活が送れるよう支援する事業です。

包括的支援事業・任意事業は、地域包括ケアの推進に向けて、地域ケア会議の充実や、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備など、地域包括支援センター機能の強化が図られています。

介護給付費適正化事業は、介護サービスの質の確保・向上、給付の適正化を目的として市が取り組む事業です。

制度改正により、平成 28（2016）年 3 月から、従来介護予防給付で行われていた要支援 1・2 の訪問介護、通所介護は、地域支援事業の中の枠組みで実施しています。

地域ケア会議、在宅医療と介護、権利擁護（認知症の周知理解や成年後見制度利用）を実施していますが、今後は市民への周知や地域のネットワークの強化を図ります。

適正化のための主要 5 事業として、①要介護認定の適正化②ケアプラン点検③住宅改修福祉用具点検④医療情報との突合・縦覧点検⑤介護給付費の通知を実施しています。

多様なサービスや通いの場、一般介護予防事業について、市の状況にあった実施方法を再検討していきます。

地域包括ケアシステム構築のため、市民への啓発、地域社会のネットワークづくりや事業所支援に取り組めます。

■介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護・通所介護相当サービス（年間）

	単位	第 8 期			中期	
		R3	R4	R5	R7	R22
訪問介護相当サービス	千円	23,656	24,497	25,725	25,174	26,215
	人	120	126	132	122	127
通所介護相当サービス	千円	89,817	96,036	100,849	98,689	102,770
	人	298	313	327	304	316
通所型サービス C （短期集中型）	千円	4,444	6,111	8,555	8,641	8,903

施策の方向 3 - 6 保健福祉事業の実施

市町村は地域支援事業のほかに介護保険法第 115 条の 49 に基づき、保健福祉事業として、介護者支援のための事業や被保険者が要介護状態になることを予防するための事業などを行うことができるとされています。

本市においては、要介護認定で「要介護 2」、「要介護 3」、「要介護 4」、「要介護 5」のいずれかに認定され、常におむつを使用する必要がある在宅生活の要介護高齢者を対象に、紙おむつを給付するサービスを実施しています。

事業内容を検討しながら、引き続き事業を継続します。

施策の方向 3 - 7 給付費と保険料の推計

(1) 給付費の推計

将来のサービス量の見込みをもとに、給付費は次のように推計されます。

介護サービス	第8期			中期	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	243,978	244,873	260,894	270,022	489,387
訪問入浴介護	29,357	32,818	34,504	35,333	65,130
訪問看護	87,406	87,027	92,749	96,705	172,271
訪問リハビリテーション	54,626	59,366	62,000	64,633	108,332
居宅療養管理指導	49,539	53,324	56,757	58,697	100,707
通所介護	574,499	614,223	652,858	758,106	1,100,223
通所リハビリテーション	138,018	143,800	153,927	158,115	264,164
短期入所生活介護（特養）	292,295	299,276	316,145	328,349	601,071
短期入所療養介護（老健）	25,574	25,588	27,610	27,610	49,347
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	143,609	154,813	165,256	170,233	293,231
特定福祉用具購入費	7,940	8,281	8,281	8,281	15,212
住宅改修費	18,814	19,920	19,920	19,920	33,591
特定施設入居者生活介護	259,719	269,433	284,651	286,708	414,862
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	33,841	36,206	36,889	39,613	68,575
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	223,597	238,327	252,413	261,364	430,211
認知症対応型通所介護	33,758	33,777	33,777	36,731	62,122
小規模多機能型居宅介護	96,292	102,598	110,886	114,699	190,640
認知症対応型共同生活介護	317,834	318,011	377,612	377,612	377,612
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	89,443	89,443	89,443	89,443
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	1,528,023	1,528,871	1,528,871	1,528,871	1,528,871
介護老人保健施設	625,509	625,856	625,856	625,856	625,856
介護医療院	17,175	17,184	20,613	25,398	37,040
介護療養型医療施設	4,379	4,381	4,381		
(4) 居宅介護支援	219,124	233,601	248,357	255,570	418,457
合計	5,024,906	5,240,997	5,464,650	5,637,869	7,536,355

介護予防サービス

単位：千円

	第8期			中期	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	181	181	181	181	608
介護予防訪問看護	10,645	11,098	11,545	11,991	17,306
介護予防訪問リハビリテーション	12,385	13,190	13,613	13,988	20,372
介護予防居宅療養管理指導	4,638	4,860	5,079	5,297	7,501
介護予防通所リハビリテーション	33,344	34,624	36,648	37,910	54,079
介護予防短期入所生活介護	8,074	9,618	9,618	9,618	14,491
介護予防短期入所療養介護（老健）	683	683	683	683	683
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	22,053	23,164	24,202	25,033	36,019
特定介護予防福祉用具購入費	1,962	2,289	2,289	2,289	3,270
介護予防住宅改修	7,373	8,788	10,303	10,303	13,232
介護予防特定施設入居者生活介護	16,023	16,032	16,032	17,915	24,048
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,200	5,203	5,203	5,806	8,408
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,811	5,814	5,814	5,814	8,721
(3) 介護予防支援	21,761	22,804	23,892	24,693	35,522
合計	150,133	158,348	165,102	171,521	244,260

総給付費

	第8期			中期	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付費＋予防給付費（合計）	5,175,039	5,399,345	5,629,752	5,809,390	7,780,615

※介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムとして厚生労働省が提供する“地域包括ケア「見える化」システム”を用いて推計作業を行っています。

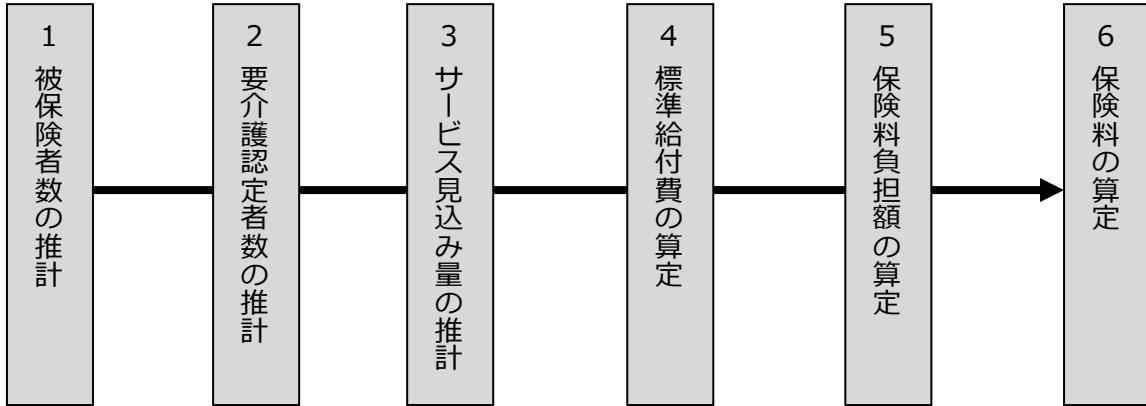
※小数点第1位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

(2) 保険料の推計

① 保険料推計の流れ

第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料については、次のような流れで推計されます。

■ 保険料算出の流れ



1 被保険者数の推計

被保険者数の実績データを基に、第8期計画期間中及び中期的目標となる令和7（2025）年及び令和22（2040）年の被保険者数を推計します。

2 要介護認定者数の推計

上記1で算定された被保険者数の実績データを基に、第8期計画期間中及び中期的目標年度の要介護認定者数を推計します。

3 サービス見込み量の推計

各サービスの利用人数、利用回数の実績を基に、上記2で推計された要介護認定者数の推計値と掛け合わせ、年度ごとのサービス見込み量を推計します。

4 標準給付費の算定

上記3で推計されたサービス見込み量を基に、標準給付費（総給付費＋特定入所者介護サービス費等給付額＋高額介護サービス費等給付額＋高額医療合算介護サービス費等給付額＋算定対象審査支払手数料）を算定します。

5 保険料負担額の算定

上記4で算定された標準給付費に地域支援事業費を加えた費用額と、国の定める負担率を基に、第1号被保険者の保険料負担額を算定します。

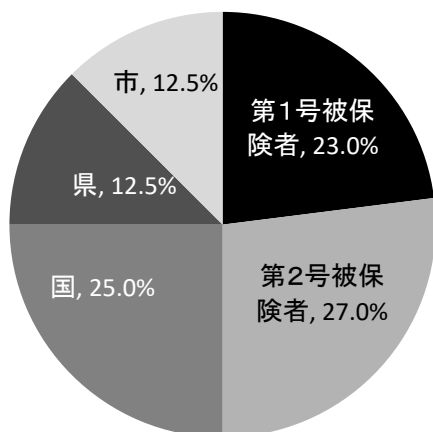
6 保険料の算定

上記5で算定された第1号被保険者の保険料負担額を基に、調整交付金、準備基金取崩額、財政安定化基金拠出額を加味し、保険料必要収納額を算定します。そこから、予定保険料収納率及び所得段階別割合で補正後の被保険者数で割った額を所得段階に応じた補正を行い、保険料基準額を算定します。

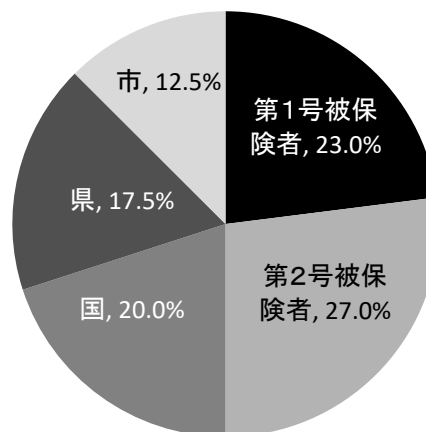
②介護保険料の負担割合

各事業の負担割合は次のとおりです。

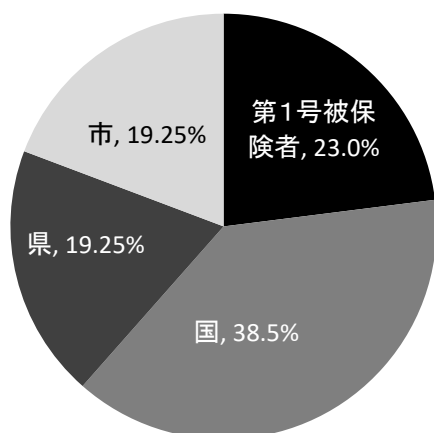
- 「保険給付（居宅分）にかかる費用」
- 「地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業にかかる費用」



- 「保険給付（施設分）にかかる費用」



- 「地域支援事業の包括的支援事業・任意事業にかかる費用」



③標準給付費の推計

給付費合計に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料が加算され、標準給付費は以下のように推計されます。

■標準給付費推計

単位：円

	第8期			中期	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
標準給付費見込額	5,460,312,815	5,680,683,226	5,923,095,135	6,107,959,184	8,209,868,979
総給付費	5,175,039,000	5,399,345,000	5,629,752,000	5,809,390,000	7,780,615,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	177,460,624	169,593,911	176,833,529	179,980,773	258,759,189
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	101,699,196	105,348,408	109,840,943	111,800,772	160,736,224
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,575,745	2,694,507	2,809,413	2,859,539	4,111,166
算定対象審査支払手数料	3,538,250	3,701,400	3,859,250	3,928,100	5,647,400

資料：地域包括ケア「見える化システム」より推計

④地域支援事業費推計

地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費は以下のように推計されます。

■地域支援事業費推計

単位：円

	第8期			中期	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域支援事業費（合計）	305,870,808	348,172,237	366,385,839	356,280,802	500,948,594
介護予防・日常生活支援総合事業費	141,343,786	151,007,064	160,648,526	161,282,674	174,258,707
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費	128,081,951	157,968,175	164,608,326	150,571,438	252,259,683
包括的支援事業（社会保障充実分）	36,445,071	39,196,998	41,128,987	44,426,690	74,430,204

資料：地域包括ケア「見える化システム」より推計

(3) 第1号被保険者の保険料

本計画期間における第1号被保険者の保険料の設定にあたっては、次の要素が加味されます。

①介護報酬の改定

国では、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上、介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保に向けて、0.7%増の報酬改定を行います。

②地域区分

国では、地域毎の person 費の調整のため、地域区分を設定しており、本市は、第7期計画期間には5級地（10%）が適用されており、本計画期間も引き続き5級地を適用します。

③中期的な介護保険料

第8期計画では、中期的な目標を令和7（2025）年及び令和22（2040）年とし、この両年を視野に、施策展開を図ります。現時点での状況を基にした介護保険料の推計では、令和7（2025）年が月額5,143円、令和22（2040）年が月額7,012円と見込まれます。

上記を踏まえ、本計画期間における第1号被保険者の保険料基準額は、年額56,400円、月額4,700円となります。

■第1号被保険者保険料の算定

単位：円

	第8期			合計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
標準給付費見込額	5,460,312,815	5,680,683,226	5,923,095,135	17,064,091,176
地域支援事業費	305,870,808	348,172,237	366,385,839	1,020,428,884
第1号被保険者負担分相当額	1,326,222,233	1,386,636,756	1,446,580,624	4,159,439,614
調整交付金相当額	280,082,830	291,584,515	304,187,183	875,854,528
調整交付金見込額	0	0	0	0
準備基金取崩額				375,000,000
財政安定化基金拠出額	0	0	0	0
保険料収納必要額 (A)				4,713,613,141
予定保険料収納率 (B)				99.0%
被保険者数 (弾力化後) (C)	27,219	28,164	29,031	84,413
保険料年額 (D) = A ÷ B ÷ C				56,400
保険料月額 (E) = D ÷ 12				4,700

※小数点第1位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

本計画期間における所得段階別の保険料は、次のとおりとなります。

■所得段階別の保険料

段階	対象者	保険料率	年額保険料 (月額)
1	生活保護受給者、住民税非課税世帯であり、かつ、老齢福祉年金受給者、又は住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円以下の人	基準額× 0.30	16,920円 (1,410円)
2	住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円を超え120万円以下の人	基準額× 0.40	22,560円 (1,880円)
3	住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額120万円を超える人	基準額× 0.70	39,480円 (3,290円)
4	住民税課税世帯であるが、本人は非課税であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円以下の人	基準額× 0.90	50,760円 (4,230円)
5	住民税課税世帯であるが、本人は非課税であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円を超える人	(基準額)	56,400円 (4,700円)
6	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額120万円未満の人	基準額× 1.20	67,680円 (5,640円)
7	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額120万円以上210万円未満の人	基準額× 1.30	73,320円 (6,110円)
8	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額210万円以上320万円未満の人	基準額× 1.50	84,600円 (7,050円)
9	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額320万円以上400万円未満の人	基準額× 1.70	95,880円 (7,990円)
10	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額400万円以上600万円未満の人	基準額× 1.80	101,520円 (8,460円)
11	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額600万円以上800万円未満の人	基準額× 1.90	107,160円 (8,930円)
12	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額800万円以上1,000万円未満の人	基準額× 1.95	109,980円 (9,165円)
13	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額1,000万円以上の人	基準額× 2.00	112,800円 (9,400円)

施策の方向3－8 介護保険事業の適正な運営（介護給付適正化計画）

介護給付の適正化とは、介護を必要とする高齢者に対し適正に要介護認定を行い、利用者が真に必要とするサービスを、過不足なく、事業者が適切に提供するように促すことです。

介護サービス利用者が安心してサービスを利用し続けるために、この取り組みにより、適切なサービスの確保と費用の効率化を図ります。

（1）認定調査状況の点検

市職員の行った要介護認定の更新・変更に係る認定調査及び居宅介護支援事業者やケアマネジャー等に委託して行った認定調査について、書面等の審査により全件を目標に調査内容の点検を行います。また、点検の結果から必要に応じて調査員への聞き取りや指導を行います。

（2）ケアプランの点検

介護支援専門員がケアマネジメントを行う上で、介護保険法の理念である、「尊厳の保持」と「自立支援」の視点に立ったケアマネジメントを行い、適切なケアプランとなっているかを確認します。

年間を通して市内居宅介護支援事業所にケアプランの提出をしてもらい、「尊厳の保持」と「自立支援」の視点に立ったマネジメントが行われているか、適切なケアプランとなっているかを面談により確認しています。

確認過程の中で介護支援専門員の気づきを促すとともに、ケアプラン作成にあたり大きな偏りや整合性の取れない内容がみられた場合にはケアプランの適切化を図っていきます。

指標	計画		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
ケアプラン点検（件）	25	30	36

（3）住宅改修・福祉用具の点検

住宅改修及び福祉用具の購入は、例外を除き、ケアマネジャーの作成した適正な理由に基づいて行われるサービスであるかを審査します。

住宅改修は、利用者が自立に資する住宅改修となっているか、事前申請時に提出される理由書、見積書、図面、着工前写真等を基に全件について、着工前の審査を実施します。また、工事前後において疑義が生じた場合にはケアマネジャー等関係者への聞き取りや現地調査を実施し、適切な住宅改修となっているかを確認します。

特に、段差解消や浴槽ユニットの入れ替え、トイレの改修の他、現場の形状や必要性について書面では確認しづらい案件については、年間 10 件～20 件を目標に積極的に現地調査を行います。

福祉用具の購入は、購入の必要性や過去に同じ用具を購入していないか等を審査し、疑義が生じた場合にはケアマネジャー等、関係者への聞き取りや現地調査を実施します。

要介護認定の軽度者への例外的な福祉用具の貸与は、申請を基本とし、認定調査結果、医師の所見や診断書、サービス担当者会議の内容等を基に、利用者が真に必要とする用具であり、自立支援の機会を阻害しない利用であるかについて確認を行います。市に確認を求めないまま、軽度者に対し認定以上の福祉用具を貸与していた場合には、ケアマネジャーに対し指導を行います。

指標	計画		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目点検（件）	415	430	450

（４）医療情報との突合・縦覧点検

医療給付情報突合リストを基に、毎月、突合作業を行い、医療給付と介護保険給付について二重請求の有無の確認を行います。また、複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。

疑義のある事業所については聞き取り調査を行い、必要に応じて返還請求を行うなど、介護給付の適正化を図ります。

指標	計画		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
重複請求縦覧点検（件）	1,300	1,350	1,400

（５）介護給付費の通知

介護サービス利用者が、実際に事業所に支払われている介護給付金額を確認することにより、請求誤りや不正請求等を自ら発見し、適正なサービス利用を促すために、サービス内容、サービス事業者名、保険請求額、利用者負担額等について3ヶ月毎（4回／年）にお知らせします。

上記記載を、「印西市介護給付適正化計画」として位置付け、介護保険事業計画等との連携のもと、着実な推進を図ります。

施策の方向 3 - 9 人材確保と人材育成への支援

(1) 助成事業の充実

印西市における介護保険サービスに係る雇用の確保及び介護保険サービスの安定供給に資することを目的に、介護職員初任者研修又は実務者研修を修了し、かつ、市内の介護保険サービス事業所に就業する者に対し、印西市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金を交付しています。

この事業は、平成 28 年度より実施し、当初は、初任者研修のみを助成対象としていましたが、他の介護関係資格にも、助成対象を広げるべく、令和元年度より、介護福祉士試験の受験要件となる実務者研修についても助成対象としています。

今後は、印西市介護職員初任者研修等費用助成事業のさらなる周知を行い、助成事業の利用実績を増やし、印西市における介護保険サービスに係る雇用の確保に努めます。

(2) 就業につなげる場の提供

これから社会に出る学生や福祉に関心のある人を対象に、市内の介護保険サービス事業所等の関係者と協力し、介護の仕事の魅力をアピールし、市内の介護保険事業所への就職に結びつけていきます。

また、訪問看護事業所と連携を図りながら、在宅医療を支える訪問看護師の発掘・育成に努めます。

(3) 外国人介護人材の定着支援

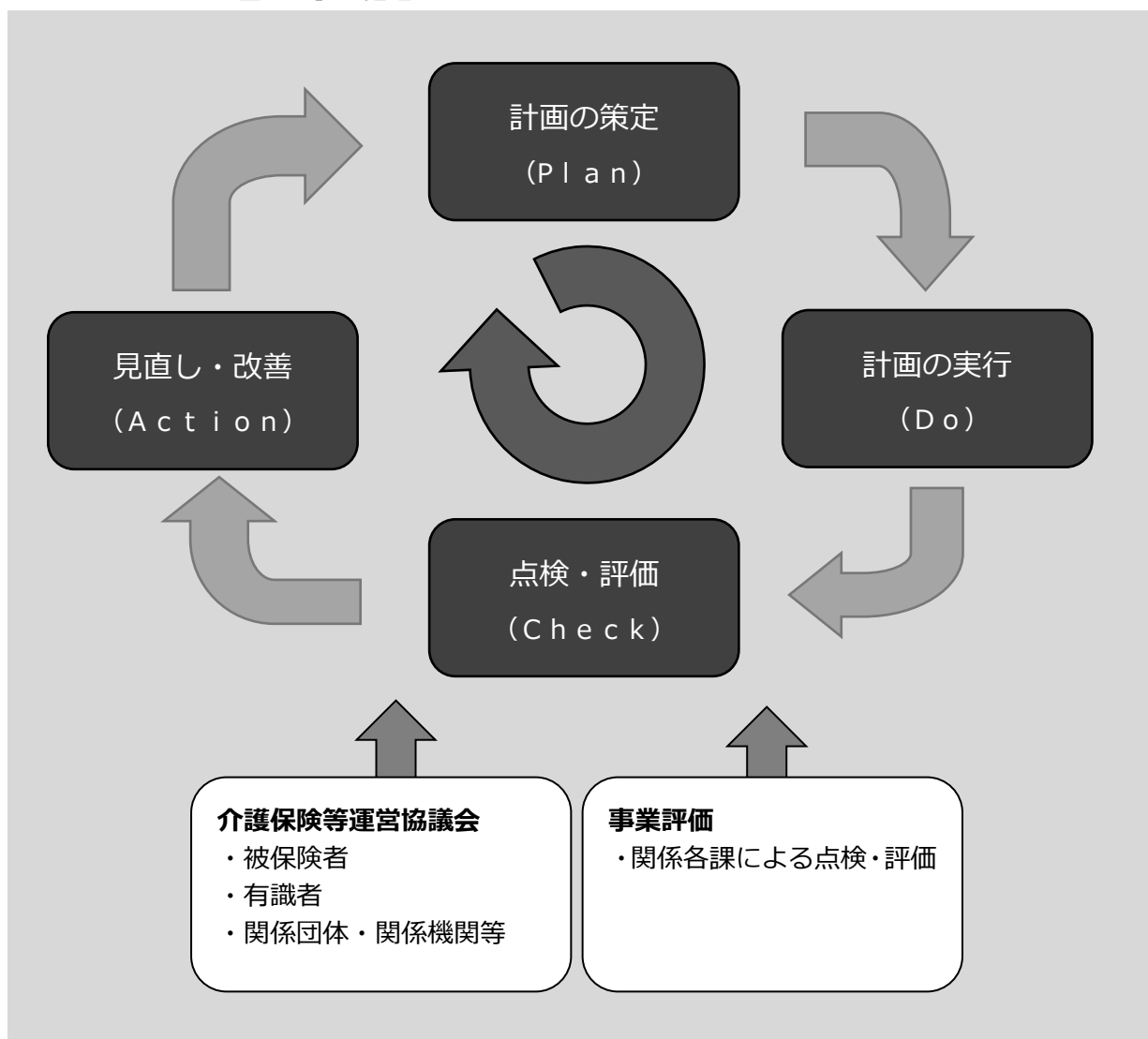
要支援・要介護認定申請者数や介護サービス利用者数が、増加傾向にあることから、一層高まる介護サービス需要に対応していくため、介護保険サービス事業所等と連携を図りながら、介護保険サービス事業所等が将来的に広く外国人介護人材を受け入れるための体制整備を進めます。

計画の推進

本計画の推進に向けて、被保険者や有識者、関係団体、関係機関などで構成する介護保険等運営協議会を設置しています。

また、計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルに沿って行います。計画内容についての毎年度の進捗について、関係各課にてチェックを行います。そしてその評価をもとに、介護保険等運営協議会において改善に向けた検討を行います。さらに、介護保険等運営協議会の検討内容をもとに、関係各課による見直し・改善を加えた施策の展開を行います。

■PDCA サイクルに基づく計画推進のイメージ



資料

1 印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成10年8月17日告示第82号

改正

平成11年4月1日告示第50号の2
平成14年2月12日告示第5号
平成17年11月1日告示第169号
平成18年3月16日告示第30号
平成19年2月16日告示第11号
平成20年3月31日告示第46号
平成27年3月31日告示第58号
平成31年3月20日告示第34号
令和2年3月27日告示第59号

印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱
(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づき、印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(以下「計画」という。)を策定するため、印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、高齢者福祉計画を策定するために次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標に関すること。
- (2) 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策に関すること。
- (3) その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

2 策定委員会は、介護保険事業計画を策定するために次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要

利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策に関すること。

(2) 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策に関すること。

(3) 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項

(4) 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

(5) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護サービスに関する事業に従事する者及び市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(会議の書面開催)

第6条 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議の招集が困難であると認める場合は、期日を指定して書面により委員の意見又は賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 委員長は、前項の場合において、指定の期日までに到着しない意見又は賛否は、議決の数に加えないものとする。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成11年4月1日告示第50号の2）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成14年2月12日告示第5号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成17年11月1日告示第169号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成18年3月16日告示第30号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月16日告示第11号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第46号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第58号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日告示第34号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第59号）

この告示は、公示の日から施行する。

2 第8期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿

令和2（2020）年4月1日～令和3（2021）年3月31日

被保険者の代表

氏名	備考
正畑洋子	被保険者代表
大井道代	被保険者代表
樋口宗司	被保険者代表
石田君枝	被保険者代表（介護相談員）

学識経験者

氏名	備考
藤田裕介	市医師会代表
大沢良之	市歯科医師会代表
五十嵐順郎	市薬剤師会代表
武田好子	印西市民生委員児童委員協議会会長

介護サービス事業従事者

氏名	備考
近藤幸一郎	印西市社会福祉協議会 事務局次長
永田庄吾	介護老人福祉施設 主任生活相談員
柴田勇介	介護老人福祉施設 生活相談員
蓮実篤祐	介護老人福祉施設 施設長

3 計画の策定経過

年月	事項	主な内容
令和2（2020）年 2月	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ●在宅介護実態調査
6月19日 資料発送 6月30日 意見等返送締切	第1回策定委員会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ●第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定にあたって(概要) ●第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の構成(案)について ●第8期計画策定のためのアンケート調査結果報告書及び概要版について ●日常生活圏域の見直しについて ●級地変更試算表について ●第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定スケジュール(案)について
8月5日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●委員長及び副委員長の選出について ●第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の事業評価について ●第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(骨子案)の検討について
10月14日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(素案)の検討について
12月16日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(素案)の検討について(2回目)
令和3（2021）年 1月15日～29日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ●第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(案)に対する市民意見の募集

4 用語集

	用語	説明
あ	NPO (非営利活動団体)	Non Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
	栄養士	栄養についての指導を行う専門職。
か	ケアプラン	要支援、要介護に認定された高齢者が希望に添った介護サービスを利用できるよう、本人や家族の心身の状況や生活環境等に配慮しながら、利用する介護サービスの種類や内容を定める介護サービス利用計画のこと。
	ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護者等がその心身の状況や生活環境等に応じ、適切なサービスを利用できるよう、ケアプランを作成し、市区町村、サービス事業者、施設等との調整等を行う専門職。
	権利擁護	自己の意思を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害を持った方の代わりに、代理行為を通じて、当事者の権利を守ること。
さ	作業療法士	作業療法とは、身体又は精神に障がいのある人に対し、主としてその応用的動作能力や社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせることとされており、作業療法士は、医師の指示のもとに作業療法を行う専門職。OT (Occupational Therapist) とも呼ばれる。
	社会福祉協議会	住民主体の理念に基づき、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現に向けて、地域住民と共に様々な活動に取り組む、営利を目的としない民間組織。
	シルバー人材センター	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都道府県知事が市区町村に1つに限り指定する公益法人。高齢者等の能力や希望に応じて臨時的・短期的な仕事を提供するほか、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習等を実施する。
	生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート（主に資源開発やネットワーク構築）を行う人材。
	成年後見制度	認知症等によって、物事を判断する能力が十分ではない方について、その方の権利を守る援助者（成年後見人等）を選任し、当事者の財産保全をはじめとする権利擁護を行う制度。

	用語	説明
た	団塊の世代	昭和 22（1947）年から昭和 24（1949）年の、第 1 次ベビーブームに生まれた世代。
	地域包括ケアシステム	高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する体制。
	地域包括支援センター	地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関。
な	認知症	認知機能障害の一種で、後天的な脳の器質的障害により、正常に発達した知能が不可逆的に低下した状態となる障害。
は	パブリックコメント	市の計画策定や規制の制定・改廃の際に、原案を市民に公表し、寄せられた意見を踏まえて最終的な決定を行うための手続き。
ま	民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人材。
	メタボリックシンドローム	内臓脂肪が多くて糖尿病をはじめとする生活習慣病になりやすく、心臓病や脳などの血管の病気につながりやすい状態。
ら	理学療法士	ケガや病気等で身体に障がいのある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、障害の悪化予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）等を用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。PT（Physical Therapist）とも呼ばれる。

第8期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

発行：印西市

編集：印西市福祉部 高齢者福祉課

所在地：〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2

TEL：0476-42-5111（代） FAX：0476-40-3881

発行年月：令和3（2021）年3月